

平成 23 年第 4 回にかほ市議会定例会会議録（第 2 号）

1、本日の出席議員（ 20 名 ）

| | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 伊 東 温 子 | 2 番 | 鈴 木 敏 男 |
| 3 番 | 奥 山 収 三 | 4 番 | 佐々木 弘 志 |
| 5 番 | 竹 内 賢 | 6 番 | 伊 藤 知 |
| 7 番 | 宮 崎 信 一 | 8 番 | 飯 尾 明 芳 |
| 9 番 | 佐々木 正 明 | 10 番 | 小 川 正 文 |
| 11 番 | 竹 内 睦 夫 | 12 番 | 村 上 次 郎 |
| 13 番 | 市 川 雄 次 | 14 番 | 菊 地 衛 |
| 15 番 | 池 田 甚 一 | 16 番 | 加 藤 照 美 |
| 17 番 | 池 田 好 隆 | 18 番 | 佐 藤 元 |
| 19 番 | 齋 藤 修 市 | 20 番 | 佐 藤 文 昭 |

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 金 子 勇 一 郎 班 長 兼 副 主 幹 佐 藤 正 之
副 主 幹 佐々木 孝 人

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

| | | | |
|-------------------|---------|-------------------|-------------|
| 市 長 | 横 山 忠 長 | 副 市 長 | 須 田 正 彦 |
| 教 育 長 | 渡 辺 徹 | 総 務 部 長 | 森 鉄 也 |
| 市 民 福 祉 部 長 | 細 矢 宗 良 | 産 業 建 設 部 長 | 佐 藤 家 一 |
| 教 育 次 長 | 佐 藤 知 公 | ガ ス 水 道 局 長 | 佐 藤 俊 文 |
| 消 防 長 | 阿 曾 時 秀 | 会 計 管 理 者 | 須 藤 金 悦 |
| 総 務 部 総 務 課 長 | 阿 部 均 | 企 画 情 報 課 長 | 齋 藤 均 |
| 財 政 課 長 | 佐 藤 正 春 | 子 育 て 長 寿 支 援 課 長 | 齋 藤 美 枝 子 |
| 生 活 環 境 課 長 | 須 藤 正 彦 | 農 林 水 産 課 長 | 伊 東 秀 一 |
| 商 工 課 長 | 佐々木 敏 春 | 観 光 課 長 | 武 藤 一 男 |
| 建 設 課 長 | 佐 藤 正 | 教 育 委 員 会 総 務 課 長 | 齊 藤 義 行 |
| ガ ス 水 道 局 管 理 課 長 | 森 孝 良 | 農 業 委 員 会 会 長 | 大 須 賀 雄 治 郎 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 金 子 春 輝 | | |

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第2号

平成23年6月13日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第2号と同じ

午前10時00分 開 議

●議長（佐藤文昭君） ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

なお、農業委員会の大須賀会長よりも出席いただいております。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、申し合わせにより通告外の質問は認めておりませんので、注意してください。

順番に発言を許します。

始めに、13番市川雄次議員の一般質問を許します。13番市川雄次議員。

【13番（市川雄次君）登壇】

●13番（市川雄次君） おはようございます。それでは、質問通告書に従いまして大きな2点について一般質問をさせていただきます。

まず1点目です。市のコミュニティバスについてです。

にかほ市における生活バス路線の見直し、これは平成19年の馬場・院内線から始まっております。平成21年の12月定例会——一昨年12月定例会で、羽後交通で運行している赤字路線のうち、にかほ線、大竹線、長岡線、鳥海線の廃止が公共交通会議で決定したことにより、平成22年4月から新たに、にかほ市コミュニティバスとして運行を開始するとの説明を受けました。

昨年の6月定例会では、試験開始時の1回目の報告がなされております。新たな運行路線内には、これまでバスの通らなかった集落を含んだり、運賃を低額に抑制したりするなどの幾つかの点で工夫されております。また、同年の9月定例会では、試験運行期間中の地域要望にこたえ、釜ヶ台線の日中1便をそれぞれ往復なんですが増便しております。

私ども政研クラブでは、会派として昨年の4月から新たに路線化された上郷線に7月14日、釜ヶ谷線の増便分に9月10日に、そして今年の2月9日には大竹線にそれぞれ乗車しておりま

す。その実際の運行について乗客及び乗務員の皆さんから聞き取りを行いながら視察をしましたが、この目的意識を持って行った3回の乗車検証は、私たちに多くのことを教えてくれたと思っております。

そこで、今年4月より本格運行となっております3路線を含めたコミュニティバスの運行委託料として3,500万円が計上されておりますので、私どもの乗車検証から少なからず得られた結果のうち数点についてお伺いしたいと思います。

一つ目は、バス乗降口の段差についてです。このことについては、以前にも他の議員から指摘されております。その質問に対し確か当局側は、運転手が必要な場合に手づくりの備えつけの木製の箱を置いて乗降してもらうようにしているといったような内容のお話をされた記憶がございます。それで十分なのかといった疑問があったため、実際の場面で実態を聞き取りしました。その結果、時間がかかるとか利用者にとって危険であるという意見が聞かれております。

このことについてもう少し詳しくお話させていただきますと、バスにしろ、ワゴン車にしろです。扉は自動で開閉されておりました。乗客のほとんどは高齢者などの年配の方々です。乗降口は道路との段差が大きく、中には、ほぼ四つんばい状態で乗車してくるお客さんもおりました。運転手さんが「待って、今、箱置くから。」と言ったとしても、扉が開けば人は乗ってきます。また、箱をわざわざ置いてもらうことへの遠慮もあります。そうすると、やはり乗降するときに箱は使わなくなります。改善という点からも、オートステップ、およそ20万円前後はかかりますけれども、オートステップの設置は必要だと感じられました。

ここでわいてくるのは、なぜバスを導入するときに電動オートステップを設置しなかったかという疑問です。後々にステップが必要になることは容易に判断できたと思われれます。最初から電動オートステップを設置していれば、運転手さんがむだな動きをするとか、お客さんが気を使うとか、お客さんが乗降するのに必要以上に気を使わなければならないとか、むだなコストはかからずに済んだはずで

以上から、コストに対する考え方に私は何かずれがあるのではないかと感じずにはられません。なぜ導入当初からオートステップを設置しなかったのか、業務のあり方の観点からもお伺いしたいと思います。

二つ目に、コミュニティバスのPRと乗客数の増加に向けた取り組みについてです。もちろん既存のバス会社がギブアップしたわけですから、コミュニティバスが赤字であることは理解できません。だからといって、赤字がよいわけではありません。できるだけ赤字を減らさなければならないことは私が指摘するまでもなく当局全体で認識しているものと推測しておりますが、では、果たして現時点でどのような考え方、対策が、あるいはあり方が持たれているのか。今のところその点についての一切の説明もありませんので、ぜひこの機会にこのことについてお伺いしたいと思います。

二つ目の大きな項目です。機能合体の内容と今後についてです。

マスコミ報道にもありました。由利地域振興局及びにかほ市のそれぞれのホームページにも掲載されている、由利地域観光推進機構が本年4月1日に由利地域振興局内に設置されました。その目

的は簡単に、県と市の観光機能を合体させ、より効率的・効果的に由利地域の観光を発展させようというものだとしています。そして、今年度は地域一体となって県外売り込みと体験メニューの発掘を行う予定としています。

なるほど、確かに昨年9月11日の小滝金峰神社舞台を使用して行われた伝承芸能祭には、地域振興局とタイアップして募集したモニターツアーのお客さんが秋田市から来場していました。そのときに観光メニューの開発と共同プロモーションの推進が実験的に行われていることを直接知ることができました。以上のような観光分野における県と関係市町との連携は、一元化やコスト削減など多面で大きな効果をもたらすであろうことは推測されます。

今回の取り組みは、全国的に行われ始めている県や市町村の水平補完（共同処理）を秋田県は機能合体という独自の表現で説明し、推進しているものと思われます。県は機能合体の趣旨を「県と市町村が連携し、または一体化して処理に当たることを言い、住民サービスの向上、事務事業の効率的・効果的实施、行政コストの縮減等を図る観点から双方合意のもとに推進するものである。」として、地方税収対策や消費生活相談など7項目の分野での機能合体を進めていこうとしております。当市は、そのうちの観光振興分野において、由利本荘市とともに県との機能合体に取り組み始めたところだと判断しております。

といったように長々と話をしましたけれども、今年の芸能祭の例をもって何となく認識があると述べましたが、それでもなお、果たしてこの機能合体がどのような経費の削減とか、それに反比例するような事業効果を上げていくのかといったイメージがちょっと分からないというのが正直なところでございます。そこで今回この一般質問をもって、この点についてまずは伺っていききたいと思います。よろしくお願いします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君） 登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。今日からの一般質問、よろしくお願いをいたします。それでは、市川議員の御質問にお答えをいたします。

始めに、コミュニティバスについてでございます。

車両の導入時においてオートステップをなぜ設置しなかったかでございますが、一つ目の理由としては、購入した中古車両に対するオートステップの部品や製品が生産されていないためでありました。したがって、車両自体への取り付けが不可能であったことであります。二つ目は、特注で製造した製品を取りつけたとしても改造車扱いになることから、車両の保安基準への適合性や構造等の変更が生じる可能性があり、路線バスの車両として検査基準をクリアすることが難しい状況にあったからであります。また、導入時の車両をなぜ中古車にしたかということになりますけれども、試行段階では1年間運行して状況によってはデマンド交通や予約タクシー、こうしたことにも切り替えていかなければならない状況を予想されまして、初期投資の少ない中古車を選定したところでございます。また、中古車の小型バスの場合——新車ですね、新車を買った場合、どうしても立ち席が多いバスになります。小型バスになりますと立って乗る形が多くなってまいります。したがって、児童や高齢者が多く利用することと、運行する区画が山間部でカーブの多い道路を運行し、

また時間もかかることから、座席数の多い中古車を選んだということになります。

今後もさらに高齢者が乗車しやすいように運転手が常に声をかけながら、段差解消の箱設置、あるいはドアの開閉などに配慮したサービスを行ってまいります。引き続き市民の皆さんの声を聞きながら、できることは見直しをして利用しやすいコミュニティバスの構築に努めてまいりたいと思っております。

次に、コミュニティバスのPRと乗客数の増加に向けた取り組みでございますが、御承知のとおり、利用者からの要望や利便性を検討して運行経路についての見直しや増便などを行ってまいりました。御承知のように羽後バスが路線バスとして運行していたときよりも料金は半額程度、そのような形の中でこのコミュニティバスを運行しているわけでありますので、当然ながら黒字になるということは当然あり得ないわけであります。確かに御質問のように、いかにして赤字の部分の額を減らしていくか、これは我々に課せられた大きな仕事だと思っております。したがって、今年の平成 23 年度からは、例えば高齢者で運転免許証を返納した方については割引を実施したり、少しでも利用者の増加につながればという考え方で取り組みをしているところでございます。

ただ、コミュニティバスのPRが不足しているのではないかなというふうなことはあるかもしれません。ですから、沿線地域だけではなく、市内はもちろんでございますが、市外から来る観光客も含めてどういう形でこのコミュニティバスに乗せることができるのか、こうしたことも工夫をしながら、潜在需要を掘り起こしてまいりたいと思っております。

次に、観光振興に係る機能合体についてでございます。

各市町村の観光担当では、それぞれの行政エリア内の観光、あるいは物産先導を担って情報発信や着地型旅行商品を造成しながら、旅行会社等へ営業活動を展開しているのが現状でございます。また、秋田県由利地域振興局においても平成 20 年 8 月に鳥海まるっと観光振興班を新設し、由利地域一体となった情報発信等の取り組みを行っているところであります。また、近年、観光客においては自治体の行政枠を越えた地域事情にとらわれない自由な観光ルートを設定するために、面的な広がりのある観光情報の提供を求めているのが現状でございます。

このようなことから、秋田県とにかほ市、由利本荘市がそれぞれの機能を合体し、一体的な観光振興事業を実施する体制を整備し、由利地域の広域的な観光振興と交流人口の拡大による地域の活性化を図るために、3月14日に機能合体による協定を締結し、それに基づき、4月1日に観光振興機構を設置したところでございます。

この機構では、具体的にグリーンツーリズムなどの体験型メニューの拡充と受け入れ体制の整備を図るものでございますが、体験できる資源を発掘して、そしてその資源に磨きをかけながら3年程度の期間を目安にして整備したいという考え方でございます。そして、由利地域の体験型モニターツアーや旅行企画商品によるプロモーション等を実施することにより、これまで遅れていた体験型観光事業が進展するものと考えているところでございます。ただし、推進機構の設置は単に経費節約を目的とするものではありません。滞在型の誘客が伸び悩んでいる状況の中で、由利本荘市を含めたエリア内の観光資源を活用し、商品化に結びつけ、滞在型観光客の誘致拡大とそれに伴う経済的効果を高めようとするものでございます。

また、観光客のニーズの多様化により地域の個性に触れる体験型観光や、訪れる地域のよさを楽しむという自己実現的な観光交流の転換が見られる中で、わら細工や山菜採りなどの体験やトレーニング体験など、魅力ある観光メニューを由利地域一体となって体験ストーリーを提案することが旅行会社では商品造成の選択肢が増え、宿泊型観光振興が推進されていくものと期待をしているところでございます。

したがって、広域的に取り組むものと引き続き市が独自で取り組むものと区分しながら、観光振興に取り組んでまいりたいと思っております。

●議長（佐藤文昭君） 13 番市川雄次議員。

●13 番（市川雄次君） それでは再質問をさせていただきますが、まず順番に従って再質問させていただきます。

まずバスのほうです。想定内です。それではですね、バスを導入するときに、今おっしゃられた中古を買ったというお話。では、中古車両の新車車両の間にどのぐらいの価格差があったのか。当然、見積もりを取ってやっていたかと思しますので、そのことを含めてバス導入時に当然ステップ、オートステップじゃないや、オートステップですね、ステップが必要であろう、必要になるであろうことは当局の方々のほうでも当然認識はあったと思います。その認識があった中で、今回まずステップはいいやというふうに思って、それを判断した理由というのがあると思います。それが先ほどの理由だとするとちょっと希薄なので、そこの部分についてもう一度お願いしたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（森鉄也君） 当初、新車、それから中古車、価格差でございますが、新車の場合は 1,500 万円ほど、それから中古車については 500 万円程度ということでございました。それで、新車の場合ですけれども、平成 12 年以降の車種につきましては路線バスとして、乗り合いバスとして使用する場合はバリアフリー適用ということで、先ほど市長の答弁にもありましたように 29 人乗りのものが十数人ぐらしか座席数がないというようなことにもなりまして、中古ということで方針をしました。それで、中古につきましては平成 12 年以前のものということで探したわけですけれども、残念ながらノンステップと申しますか、そういうバスの中古は見つけれなかったということでございます。ノンステップの件については、一応、協議の段階ではあったわけですけれども、なかなか中古車としては見当たらなかったということでございます。

●議長（佐藤文昭君） 13 番市川雄次議員。

●13 番（市川雄次君） 分かりました。今の再質問を全部含めたものとして解釈しますが、当然この中古車両 500 万円、新車が 1,500 万円だというのは見積もりの段階で、当然、行政が買うものにはなかなか値段は下がらないとかいう認識もあるかもしれませんが、それでもなお、そういう時代ではないわけです。私の知ってる限りにおいても、オートステップ付きの新車両で普通の福祉車両が 1,000 万円を下るわけです。そういうような、要するに行政側との話し合いも行わずに簡単に私にすれば、要するにイニシャルでのコストをカットしたというふうに思われるわけです。導入時のコストカットだと。その後についてくるものは何かというと、ランニング時における費用面だけではないコストがついてきてるんじゃないかというふうに思うわけです。それが今回の私このオー

トステップの問題ではないかというふうに思っております。当然、導入時にできるだけ安く効率のいい方、選択肢としてはそういう選択肢もあったのかもしれませんが、導入するときこれ1,500万円と500万円という数字をそのままのみにすれば1,000万円の価格差は大きいというふうになりますけれども、これよりはまず必ず縮小するわけです、価格差が。そうなったときにですね、その努力を怠った、怠るという言葉は大変失礼なんで、その努力の部分が少し欠落していたところにイニシャルの部分、導入時のコストカットを図った結果、私は運用の段階で安全性というコストが新たにかかっているんでないかというふうに思っているんです。ステップ一つあれば、大きく違います。オートステップが一つあれば、これはもう実体験で分かるわけです。その部分をもう少し検討すべきだったというふうに思うわけです。なぜこれをしつこく言うかという、これが一事が万事になるんじゃないかというふうに恐れるんです。

もう一つの先ほどの理由としては、改造、デマンド交通になるかもしれない、移行するかもしれないということですが、それすらだって、まず当初の段階で1年は分からないわけです。数年間の中で、たぶん5年とかそういう期間になると思いますけれども、車両が、今買った車両が老朽化するまでの期間は、たぶんその車はたぶん使い続けるわけです。そうなったときにですね、やはり私はコストに対するものの考え方が少し違うのではないかなというふうに思うんですが、私の考え方ですけれども、市長、その部分についてはどう思われますかと言ってちょっと質問としてはあいまいですけれども。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） イニシャルコストについては、ある程度の見積もり、あるいは情報を得ながらバス価格をするわけですが、やはり業者との話し合いというのはこれ当然無理な話ですよ。できるだけ競争性を高めなさいって、いつでも議員の皆さんから言われてる話ですからね。我々は正当な価格があって、その中でいろいろ情報を得ながら予定価格をこのくらいだったら買えるでしょうという形で見積もりを立てるわけでありますが、確かに試行段階でしたのでデマンド交通、あるいは乗り合いタクシーに移行するのは二、三年かかるかもしれません。けれども、我々は赤字路線である羽後交通から引き継いで、やはりどうしても市民の足を確保しなければならないということでコミュニティバスを構築したわけですから、じゃあ、こんなことはちょっとおかしい話ですけどもね、羽後交通がやっていた当時はどういう形で乗っていたのか。逆に言えば、例えば今は羽後交通がやっていた場合はあそこから切符を取って、そして何番なら何番の切符を取って、それから帰りにまたそれと料金を。今はもう運転手にここまで行きます、何百円ですって、すぐ入れるような形になっています。こういうことも利便性高まっているはずですよ。それから、今まで回らない所にも回っていますし、あるいは便数も増やしておりますし、そうした形では市民の皆さんからいろんな形で声を聞きながら、このコミュニティバスに反映してきたつもりです。

ただ、今、市川議員から言われていることだけは、ちょっとできませんでした。反省といえば反省になるかもしれませんが、我々が重視したのは先ほど申し上げましたように、とにかく座る座席が多いバス、それからイニシャルコストは余りかけない。そういう形で考えて導入したわけでありまして、今お話にありましたことは今後の課題とさせていただきたいと思っております。

●議長（佐藤文昭君） 13番市川雄次議員。

●13番（市川雄次君） オートステップ、中古車で部品がなかったというお話でしたけれども、まだ改善する努力は私あると思います。部品がないという、ここら近辺で聞けばそうなるのかもかもしれませんし、もう少し、もう少しオートステップがもし仮につけられるようでしたら御検討いただきたいと思います。

続けて、同じコミュニティバスについての二つ目なのですが、PRについてです。先ほどの市長の答弁にありました。これも以前、他の議員からラッピング広告なんかどうでしょうかなんて話出てたと思います。確かにそういうのもおもしろいなと私も思いました。

ひとつ私ここでちょっと話長くなりますけれども、大竹線に乗りました、私どもの方で。で、バス、このバスに乗ってる方のお話で、運転手さんからのお話なんですけれども、恒常的にこのバスを使って買い物客がいると。要するに、あそこに大型のスーパーがあります。小出方面から乗って、で、スーパーへの買い物の足としてこれを使っているという方がいるということでした。ということはですね、私ら、要するに私なんか反省なんですけど、当然そういう買い物客、通院客というのは増加するだろうと思いましたが、そういうふうにならばそれが恒常的にまで出てくるというのはちょっと私も予想外で、そういうお客さんが定着すると。要するに都会型といたらちょっと変ですけども、都市部型のバスと同じような利用客が出てきているというような感じで受け取りました。

そこでなんです。先ほどのラッピングバスもそうなんですけれども、確かにラッピングすることそのもので宣伝効果、ラッピングをお願いする企業側の宣伝効果というのも当然あるんでしょうけども、鳥海山麓線と一緒にあって、ラッピングをしたことによるバスの視覚的効果もあると思うんです。今走っているバスが味気ない、そっけないバスです。それをやはり市民の方々にPRするために何が必要なかというのは、ひとつ、やはりバスそのものを視覚的に、皆さんの視覚に飛び込むようなバスにするというのも一つの方法だと思います。あとはPRの仕方もひとつ私気になっているのは、コミュニティバス、先ほどの市長の答弁の揚げ足を取るわけではないですが、何かの効果をとると、例えば先ほどの運転免許証を返納された方に対して回数券をお渡しするというのが平成23年度からやっていますという話は伺いましたが、そうではなくて、私が言いたいのはですね、PRの部分です。要するに市の例えば広報に載ったと、市広報でコミュニティバスをPRしたとしても、すごく当たり前の内容しかないのです。もっともっと新コミュニティバスを、先ほどの買い物客にかこつけて、買い物にも便利なコミュニティバスですとかいうような、もっと宣伝効果の高まるようなPRをしてもいいんじゃないかというふうに思います。行政が行うPRだと、どうしても堅くて、何か通り一辺倒なPR方法なんですけれども、もっともっと民間が行うようなPRで、もっと視覚的に、あるいは——視覚的にですね、とらえられるようなPR方法ってあるんじゃないかなと思います。それによって誘客をするということも一つの方法ではないかなと思います。それによって、そんなに人数が増えるわけじゃないですけども、コミュニティバスに対する認知度は上がってくると思います。まず知らなければ利用はされませんから。そういう方法も取ってもいいのではないかなと思うんですけれども、ちょっと長くなりましたけれども答弁をお願い

いします。

●議長（佐藤文昭君） 総務部長。

●総務部長（森鉄也君） 大竹線の恒常的に利用している方々がいるということで、大変ありがたいことだと思います。それで、確かにPRの仕方ということになりますと、なかなかこう効果的なPR方法がなかなかできないということで、ただいま市川議員おっしゃったようなラッピングバス、要するに現在のデザインはコミュニティバスというテーピングをただけのもので、視覚的には確かに弱いものがあると思います。そのようなことで、例えばラッピングバスというようなことも前向きに検討したいと思います。

それから、あと例えば広報紙の活用も一つなんです、観光PRとの連携、あるいは地域で開催される催し物、あるいはイベント時の利用PR、それからあるいはいろいろ使えばお得になるというようなそういう企画も、例えばお得な回数券の販売というようなことも含めて、これからいろいろ検討させていただきたいと思います。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 13番市川雄次議員。

●13番（市川雄次君） いずれにしろですね、このコミュニティバスについてはしつこくお話しさせていただきましたけども、私としてもこのバスは存続すべきだと、とても必要なものであるというふうに認識しております。であるからこそ逆に目先の対策だけではなく、もっと私が言うのは政策的に、このバスは政策に基づいて行っているんだ。要するに買い物難民とか言われる人たちを今後さらに構造弱者と言われる人たちを支援していかなきゃならないわけです。そのときにこのコミュニティバスが果たす役割は非常に大きいわけですから、このバスが存続できるように対策を、施策を取っていただきたいということでの一般質問でございました。

二つ目の質問についての再質問を行わせていただきます。分かります。分かりますというのは、一生懸命、観光行政について取り組んでいることは日常的に理解させていただいております。ただ、この機能合体ということについてなんですが、これがちょっと分からないというのが正直なところなんです。例えばですね、横手市の資料をいただいておりますが、横手市あたりでは機能合体と言えば平鹿総合庁舎、県のですね、平鹿総合庁舎と横手市の建設部が同一建物同一フロアで、同一エリアでワンストップ・ワンフロア、ワンフロア・ワンストップのサービスを提供するというところで行って、それによって行政経費の削減とか、むだな経費の削減などを行っているわけです。

ところが、このにかほ市と由利本荘市と秋田県による観光による機能合体というのは、今までも同様のことはやられてきたような気がしてならないのです。なぜここにきて機能合体という言葉によって一本化したのかというのが分からない。これによってどのような効果を望んでいるのかというのが目に見えてこないのです。今までだって同じようにして広域圏でやってきたわけです。例えば環鳥海とか、あるいはちょっと話は違いますが、きらきら羽越とかいうことをやってきております。秋田県はちょっと関係ないところも、由利本荘と関係ないところもちょうとあるのかもしれませんが。そういうのをやってきた中で、今この3地区、1県2市ですね、こういうふうに取り組んだときに今までの部分と何が大きく違うのかというのがちょっと分からないので、そこら辺についてちょっと説明をいただいてからもう一度お願いしたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） 今までの観光推進事業についても、やはりそのまず一つは数、観光客の数を増やそうと。それがなかなか進まない中で、今度は滞在型の観光客を進めてその数を増やしていこうということに対しては、各自治体に取り組んできているところです。その中でもエリア的に、例えばこの地区の持っている鳥海山、あるいはその鉄道が共有する自治体、これが先ほど言われたきらきら羽越なんですけども、関係する 10 の自治体が一緒になってその観光推進を図ろうと。あるいは、このにかほ地域と、またその本荘地域に点在する観光拠点といいますか、そこら辺を有機的に結んで誘客を図ろうという、そういうふうな観光推進には取り組んできておりました。それぞれ目的はあるわけです。先ほど市長が言われた PR 方法のことも言われましたけども、事業についてもそれぞれのところで目的がありますので、それはそれとして進めていくと。それから、県でも同じようなことでということで平成 20 年ですか、まるっと班というのをつくって由利本荘からも、それからにかほ市からも職員を出してこの地域の観光推進を図っていくということで、その事業も今取り組んでおります。

この機能合体なんですけども、やはりそのまるっと班にしてもなかなか観光推進、誘客が進んでいかないという中で、県も力を入れまして滞在型の観光をもっと進めましょうと。そういうことから出てきた機能合体であります。今年度については、そのグリーンツーリズム等、そういうものができるような体制の整備、それに力を入れて商品化できるように今年度は頑張っていこうと。当面の課題といいますか目的は、農業体験等の滞在型、体験型観光を進めるということが一つの今回の機能合体の大きな目的であります。

●議長（佐藤文昭君） 13 番市川雄次議員。

●13 番（市川雄次君） もうちょっと聞きますけれども、それではですね、機能合体したときの県の役割、今までと何が大きく違うんですか。機能合体する前と。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） 今まではですね、先ほど言いましたけどもそれぞれ自治体が個別にその観光推進事業に取り組んできているわけです。それをいろんなその由利本荘の観光資源、あるいはにかほ市の観光資源と合体させて、よりよい体験型観光に結びつけて誘客を図ろうと。その事務的な役割、あるいはその調整、そこら辺を県のほうからやっていただいております。

●議長（佐藤文昭君） 13 番市川雄次議員。

●13 番（市川雄次君） 分かりました。それではですね、もう 1 点聞きますけれども、例えばこの機能合体によれば、事業がまず一つのチームで、チームプロジェクトみたいに行われていくと。今まで、にかほ市単独でやっていたもの、由利本荘市単独でやっていたもの、県は県で個別にやっていたこと、これを一つ一体にしてやっていくということの今の説明だったと思うんです。そうすればですね、例えば今までだぶっていたものってあると思います。例えば観光パンフレットとか、そういうものについても一体化していくというふうにして、よりよいものをつくっていくという考え方なのかどうか。それ以外の部分についても、何らかの部分でよりよい、私たちも目に見えてくるようなよりよいものっていうのが出てくる予定なのかどうか、それをお伺いしたいと思います。

す。

●議長（佐藤文昭君） 観光課長。

●観光課長（武藤一男君） 例えば機能合体の中で由利本荘市、にかほ市、それから県のパンフレット作っております。一方にできるもの、やはり市民、観光客向けとしては一つにまとまったほうが観光客が当然喜ぶわけですけども、ただ、例えば獅子ヶ鼻とかそういう特定のというのはやはり単体にこう作ってPRする必要があると思うので、一般的に一体的なものもある必要があると同時に、やはり一つの市として売り込むべきパンフレットも考えております。

●議長（佐藤文昭君） 13番市川雄次議員。

●13番（市川雄次君） 最後です。分かりました。分からないですけど分かりました。

いずれにしろですね、にかほ市にとっての観光というのは非常に大きなウエイトを占めていると思います。で、秋田県にとっても、日本全体での観光客誘致というのは日本のプロジェクトですので、その中でどれだけこの機能合体としたチームと、チームプレー、要するにチームプレーと個人プレーがどのように、要するにそごを起こさないような感じでどのように行われていくのかというのは、やはり注意していかなければならないのかなと思っておるわけです。今後の推移を見守るといことで、まずは一般質問としたいと思います。以上です。

●議長（佐藤文昭君） これで13番市川雄次議員の一般質問を終わります。

所用のため、10分間休憩とします。

午前10時43分 休憩

午前10時55分 再開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、19番齋藤修市議員の一般質問を許します。19番齋藤修市議員。

【19番（齋藤修市君）登壇】

●19番（齋藤修市君） 19番齋藤修市です。こここのところ災害対策の質問ばかりで、またかと思われるかもしれませんが、ひとつ財産と命にかかわることですのでよろしくお願いします。

始めに、東日本大震災が発生してから今日でちょうど3ヵ月と2日が過ぎようとしております。二、三日前の新聞なんですけど、6月9日現在です。亡くなった人が1万5,401人、行方不明の人が8,146人、そしていまだ避難生活をしている人9万1,523人、これは10日の読売新聞に記載されていましたが、今日のテレビでも多少数字は変わっていると思います。いずれにしてもですね5月末の死者が1万5,281人でした。それで10日過ぎた現在ですね、大体毎日10人ぐらい発見されているようです。ただ逆にですね、身元の分からない方がまだ数百名いると、このように報道されておりました。亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに行方不明の方々の早期発見、そして被災地、被災者の皆様の一日も早い復興を願うものであります。

それでは質問に入らせていただきます。

津波対策についてでございます。

平成 22 年 12 月の定例会においても自然災害の対策について質問をし、当局の答弁をいただいております。この時点でも、特に津波対策について質問し答弁をいただきました。それから 4 ヶ月も過ぎないうちにですね、今まで経験したことのない東日本大震災が発生しようとは、だれも想像、予想もできなかったと思います。千年に一度とか何百年に一度と言われてきた大地震が現実のものとして発生したわけでございます。毎日の報道にありますように東北地方の太平洋沿岸を壊滅状態にしてしまいました。加えて、津波によって福島県の原子力発電所が制御不能になり、大きな事故が発生いたしました。放射能から逃れるために多くの住民が住み慣れた家を出て避難をしなければならぬ。このような状態になっております。そして、いつ復旧するか全くめどが立たない現実を目の当たりにするときですね、他人事としてとらえることはできません。私たちにもいつこのような状況が遭遇するか分からないことであります。何回も申し上げてきましたけれども、身近なところでは昭和 58 年の 5 月に発生した日本海中部地震、津波によって大きな被害が発生しました。そして、この 3 月 11 日の大震災でございます。東北・関東を含めた広範囲にわたってですねライフラインがずたずたにされ、いまだ復旧していないところがたくさんあります。

12 月定例会での質問でも、海岸線のハード整備についてはなかなか根拠がない、そういう形の中ではなかなか整備は無理じゃないかと、このような御答弁をいただいております。確かに、いつ発生するか分からない津波にですね巨額の費用を投じるのは困難かもしれません。しかしながら、それならどうすればいいのか。一番効果的なことを考えなければならないと思います。

5 月 26 日は防災の日ですね。これは中部地震で津波が起こった日でございます。この日の魁新聞に「震源の連動に備えよう」という見出しでですね記事が載っていました。もし日本海中部地震の震源がわずかでも南にずれていたら、秋田県沿岸一帯は大きな津波が押し寄せて被害はさらにふくらんだらうと、このように記述されていました。この震源の南側には大地震が起きていない空白の地帯が存在すると。能代沖から山形県の県境沖合一帯に今ひずみが蓄積されているのではないかと、このように専門家は懸念を強めているわけでございます。そして、想定の見直しに着手をしたと。この件も毎日報道されています —— テレビや新聞で報道されているとおりでございます。

秋田県沖でマグニチュード 7.5、山形県沖でマグニチュード 7.7、佐渡島ですね、北方沖でマグニチュード 7.8 程度の地震が発生すると想定したときのシミュレーションデータが、これは新聞に掲載していました。にかほ市において、第一波到着時間がですね地震発生から早いところで 12 分、遅いところでも 22 分後には第一波が到達すると。津波の高さは 2.9 メートルから 3.9 メートル。津波の遡上高さが 3.5 から 4.3 メートル。そして遡上の長さは 100 メートルから 400 メートル。これはたぶん平地なので、あんまり遠くまでは行かないのかなど。そのように記載されてありました。これは平成 20 年度 3 月に発行された —— これ 20 年だか 21 年だったかですが、にかほ市の地域防災計画の中に津波のシミュレーション結果、これを書いて —— 詳しく旧町単位で書いてあります。たぶんこのときのデータと今回報道されているデータは一緒のデータであろうかと思っております。しかし、ここで問題なのは、震源が連動すれば従来の想定では対応しきれなくなる。ですから、想定以外の大きな津波が押し寄せる可能性が十分あるということのようでございます。要は、大きな

地震が来たら何よりも早く高台に避難することが鉄則だと、このようにも書いてありました。今回の大津波でもですね避難所に行って——避難場所に避難して津波にさらわれたという方が多くおります。いずれ高いところに避難しろというのが鉄則ということでございます。そこで、平成22年度の12月定例会の一般質問と重複するところもあると思いますが、改めて質問させていただきます。

先日の市長の施政報告の中に、ハザードマップ、それから避難地図等々、これを全面的に見直しをするという報告がございました。それで一番の質問の中にですね、平成20年に発行されたハザードマップの津波の想定地、これは3.9メートルで想定したと、このように前回の答弁でありました。これはたぶん、先ほど言いましたこのシミュレーションデータからの想定値だと思っております。3.9はそれでいいんですが、ハザードマップの見直しをやられるという市長の報告を聞きまして、それはそれで確かにそれでよろしいと思います。どれくらいの津波をですね想定されるかということをお伺いしたい。

二つ目はですね、災害は明るいときだけ来るということではありません。むしろ夜の真っ暗のときに起こると、そんなときに非常に心配があります。昼も夜も風の日も雨の日も雪の日もあると思います。すべて万全を尽くすことは困難と思いますが、夜中にですね発生した場合、非常に大変だと思うんです。今回の地震でも我々直に感じたわけでありまして。特に電気が消えた場合というのは本当に真っ暗ですよ。そのときでもバックアップといいますか、自家発電というんですか、電気が消えてもですね何か自家発電装置のようなバックアップが必要だと、このように思います。また、あるところではですねソーラーシステム等を活用して誘導灯をつけているというようなところも他市にはあるようでございます。当市もこのようなバックアップ装置をですね設置するということが必要だと思いますが、当局はどのように思われているでしょうか。

三つ目に、災害が発生して長期にわたって避難をしなければならないということが起こると思います。今回の東日本大震災の被災者のおりでございます。いつまで続くか見通しが見つからない。このような場合、当然、公共施設等を使用するということになると思います。例えば廃校になった小学校・中学校、このような利用をすることが必要だと思います。それでですね、すべて廃校になったそういう建物を取り壊したりですね全面、ほかに変換してしまったりするのではなく、最小限度の管理費でこのような不測に耐えろと、対応するというのも必要じゃないかなと、このように思っております。具体的には、釜ヶ台の小中学校や、これから統合によって計画されている小中学校、校舎ありますね。そのような校舎を今言ったようにひとつ考えを持ってもいいのではないかと、このように思いますが、当局の見解をお聞きします。

四つ目にはですね、現在、にかほ市の海岸線にはそれなりに防波堤あります。これは皆さん御存じのようにずっとあります。低いところは1メートルか2メートルぐらいなんですけど、結構高いところもあります。ただですね、高さの問題はあるんですが、それ以前に風化しましてね、ひび割れが多く発生しているところ、崩れかけているところ、こういうのがたくさんあります。高潮や津波には到底対応できないんじゃないか、このように思います。このような状況をですね当局は把握されているでしょうか。特に、旧仁賀保地区の防波堤が非常に古いです。ひとつその辺をよく見ていた

だいてですね、建設されてから大体どのぐらい経っているのかなということも含めまして、分かる範囲でお知らせいただきたいなど。

五つ目にはですね、災害対策組織図は防災計画の中にあります。ただ、末端組織であります自治会の自主防災組織とのネットワーク関連は今どようになっているでしょうか。災害時通報指示——命令ですね、伝達系統図の中では、総務部が自主防災組織に伝達すると、このように書いてあります。どのような手段で伝達をするんですかと、電話ですかと、電報ですかと。その伝達の手段をですね、お聞かせいただきたい。

それから避難勧告や命令が出たときにですね、人の手を借りなければいけない高齢者や身体障害者、結構多くいると思います。今現在何人ぐらいいるんでしょうかと。そして、そのような人たちに対して当局なり、自主防災組織なりがですね、どのように対応するのか。その対応の方法がありましたらお願いします。

それから、高台や避難するところがない場所、津波が来るのを待ってるということではないわけです。いつどのような形で津波が発生するか分からない。高いところに逃げなさいとこう言ってもですね、近くに高台がない、仕事をしているとつい分からない、このような場所も結構あるんじゃないでしょうか。そういったところにはですね何か避難シェルターのような一時的にでも避難できるような場所、そういうものも検討する必要があると思いますが、検討の余地があるでしょうか。以上についてお伺いいたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、齋藤修市議員の御質問にお答えをいたします。

はじめに、津波、ハザードマップと避難所場所の見直しについてでございます。

現在の津波の想定は3.9メートルというふうな形になっておりますけれども、これを変更するかとございますが、市単独での変更はありません。と申しますのは、この現在の想定は秋田県が調査した結果をもとにしてございますので、根拠となるデータがございます。この調査には3年間の期間と多くの学者や学識経験者が検討して想定したものでございます。現在、県では今回の東日本大震災を受けまして、この3.9メートルというのはマグニチュード7.7という形の中での想定でございますが、東日本についてはマグニチュード9ということでもございましたので、これをもとにしながらかから県のほうでいろいろと検討を加えて想定するわけでありまして、これは結果が出るまでは2ないし3年やはりかかると言われております。したがって、現段階では3.9メートルの状況の中でハザードマップ、あるいは避難所の見直し、こうしたことを行っていきたいと思っております。現在、各世帯に配っているハザードマップは色が二色になっております。濃い部分が3.9メートルで、これがいろいろな状況で増幅していく——高さが増していくだろうということを想定して7メートルまで色を塗ってあります。それから外れた部分については白地ということになっております。そういうことで津波の想定については現在の形の中でハザードマップ、あるいは避難所の見直しを進めてまいりたいと思っております。

ただ、ハザードマップについては、現在使用しているものが住宅地図を基本としておりますので、

これ標高分かりません、地図の。ということで、今回、住宅地図から都市計画地図に変えて標高が—— しっかり避難所も含めて周りの標高が分かるようなハザードマップに変えていきたいと思っております。

それから避難所の見直しにつきましては、沿岸の自治会長さんをはじめ役員の皆さんとよく協議をしながら行ってまいりますけれども、避難場所の見直しについては、まずは高台、そしてそれに伴う経路の整備、こうした経路の整備計画なども進めてまいりたいと思っております。

次に、夜間に被災して停電した場合のバックアップについてでございます。

4月7日の深夜におそった大規模な余震、確か午後11時半過ぎだと思いますが、このときも3月11日と同様に停電が発生いたしました。幸い、避難行動を取ることはありませんでしたけれども、不安な一夜を市民の皆さんは過ごされたのではないかなと思います。しかし、津波注意報が発表されたり、避難をしなければならぬ状況にあれば、暗闇の中で混乱することも予想されます。このような事態に備えて市民の皆さんからは、まずは日ごろから懐中電灯などを備えて自分のことは自分で守るための準備をすることも大切なことだと考えております。

バックアップ装置については、3庁舎に新たに発電機を設置する予定で、ここは—— 象潟庁舎は200ボルトの100キロワット、ボルトアンペア設置されておりますが、金浦、仁賀保庁舎については本当に小さなものしか設置されておられません。それから、この象潟庁舎についても設置して相当の年数を経ていることから、この3庁舎の発電機、これを新たに更新あるいは設置するために設計に係る補正予算を今回の6月定例議会に計上させていただいたところでございます。

また各自治会、自主防においては、消防資機材等の補助金でございます。ですから、避難所となる会館などに市のほうで3分の2の助成を行いますので、これでポータブルの例えば発電機とかそうした形を整備していただければなということで、いろいろと会長さん方の集まり、あるいはいろいろな場所でお話をさせていただいているところでございます。それと同時に各地域においては、特に津波についてはそれを想定して年複数回、避難訓練を行うように、これもお願いしてまいりたいと思っております。

また、ソーラーシステムを活用した街灯についてでございますが、停電時に大変有効であると考えております。したがって、今後は避難経路、避難場所への設置も含めて現地調査を行い、自治会と協議しながら整備について検討をしてまいりたいと思っております。

次に、廃校を避難所に利用することでございます。

避難所は現在居住している地域に近い避難所を利用することが望ましいと考えますが、施設の被災状況や施設の利用状況に伴い、避難者を別の避難所に移動してもらうことも考えられます。このような場合、避難者の理解も得なければなりませんので、慎重に判断することが必要だと思われまます。現在、休校した釜ヶ台小中学校の校舎等は建物の一部を貸付しておりますが、大部分が未利用でございます。今後の利用についてはさらに検討してまいります。避難所として利用する場合には少なくとも耐震補強工事を含む建物や設備等の維持が必要となりますので、それなりの費用を要することになります。したがって、避難所を必要とする不幸な事態が発生した場合には、今ある公共施設を基本として、その後は長期にわたる避難生活を強いられるようであれば速やかに仮設住宅

などへの移行を考えていかなければならないと思っております。したがって、休校した校舎は他の利用計画がないとすれば解体したいと思っております。

次に、避難シェルターについてでございます。高台や避難する場所が近くにない場合の避難シェルターでございますが、設置している自治体の例もあることは承知しております。特に津波の避難場所として避難タワーが設置されておりますが、今回の震災を受けて構造的に補強が必要であるとも言われております。市では集落の近くにある高台などを避難場所にする場合、土地所有者の合意が得られれば整地や避難路を整備することも現在行っております。高台がない場合は民間の高い建物を避難場所として使用する協定を結ぶことも必要であると考えております。残念ながら今のところ1棟しかございません。これから今いろいろ調査して、ここであればこのくらいの高さがあるんだというところは協定を結んで地域住民の避難場所として確保してまいりたいと思っております。

御提案の避難シェルターを建設するには多額の費用がかかります。私の知っている範囲内では、例えば奥尻ですか、あそこはあの——漁業者が作業をして——それぐらいの人数の避難シェルター、規模的にそうですよね。例えばここがゼロメートル地帯で避難する方が多数ということになれば、どの程度の規模を建てるかにもよりますけれども、多額の費用を要することになりますので、いろいろと設置事例を見ながら検討してまいりたいと思っております。

いずれにしても避難しやすい環境づくりに行政として全力を傾注して取り組んでまいりたいと思っております。

他の質問については、担当の部長等がお答えをいたします。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） 私から4番目の護岸の現状等についてお答えいたします。

にかほ市の海岸延長、これ仁賀保から象潟までの境界 31.3 キロメートルあります。このうちにかほ市と県が管理する箇所が分かれております。にかほ市が管理する延長というのは、小砂川漁港海岸で 3.2 キロメートル、これ以外については約 28 キロメートルについては県が管理する漁港海岸、あるいは建設海岸というような状況になっております。これら海岸については、津波はもちろん台風や季節風に伴う高波等の被害を防止するため、堤防、護岸等の整備を行いながら海岸保全管理を行ってきておる状況であります。

護岸等の状況でありますけれども、先ほど海岸延長 31.3 キロメートルと申しましたけれども、このうち堤防、護岸として整備されているのは 16.3 キロメートルであります。このうち昭和 40 年代までは護岸だけの整備、これは県では線的防護方式と言っているようです。護岸だけを主とした線的防護方式。50 年代に入りまして、護岸と離岸堤と併用してのその面的な防護方式により整備を進められてきております。護岸の天端高でありますけれども、整備する際は県において策定された秋田沿岸海岸保全施設整備基本計画——これ平成 15 年度に策定されておりますけれども、これに定められた天端高は 5.5 メートルとなっております。

仁賀保地区の芹田護岸については、最初に築造された年が昭和 30 年代と古く、老朽化の進行により施設の一部に亀裂や剥離が見られていることはにかほ市も県も承知、把握いたしております。このため、海岸管理者である県では、今年度から白雪川を挟んだ両岸の護岸約 500 メートルについ

て老朽度の調査をして今後の機能保全を図るといたしております。

このほか鈴、三森地区の護岸についても、目視でありますけれども老朽化が進んでいると感じられる状況ですので、特に背後に集落、あるいは住家が連担しているような箇所については、基準高になっていない箇所も含めて、今後防災上の観点から機能保全については県に強く要望していきたいと思っております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 総務部長。

●総務部長（森鉄也君） それでは私のほうから5番目の自主防災組織への情報伝達の方法についてお答えいたします。

これまでは主に電話での連絡でございましたが、大災害になりますと電話がかかりにくくなりましたり、停電で不通になる場合がございます。このような状況になった場合に備えまして、携帯電話へのメール配信も活用してございます。これにつきましては6月1日の広報にも紹介してございますが、一般市民の方々も利用できるメールサービスでございます。このサービスを受けるためには登録することが条件ですので、登録していただきたいと思っております。

あわせて、自主防災組織との連絡につきましては、一般市民向けと区別して配信することも可能でございますので、災害時の情報伝達には有効であると現在考えてございます。

また、通信機関が不通の場合は、職員が車等を使い、直接情報を伝達する体制も整えていきたいと考えておりますし、一方では自治会長やその代理の方から、それぞれ庁舎に出向いていただくこともお願いしてまいりたいと考えてございます。

それから、6番目の災害時避難勧告のときに人の手を借りなければならない高齢者、あるいは身体障害者は何人いるかということでございますが、災害時に人の手を借りなければならないという方々を災害時要援護者ということで位置づけさせていただいております。災害時要援護者の対象の方々につきましては、一つ目は介護保険における要介護度が3以上、それから障害者手帳の身体障害者一・二級、療育手帳Aを対象にしております。また、ひとり暮らしの高齢者、75歳以上及び高齢者のみの世帯ということで、これらの対象者が1,596名ございました。昨年の6月25日に登録申請について文書を配布して、災害時に助けを必要かどうかということで回答をいただきましたそのうち避難支援を必要とすると答えた方が360名となっております。360名の方々には、自治会あるいは民生児童委員などの協力をいただきながら、現在個別計画を策定しているところでございます。これにつきましては自治会長さんをはじめ自主防災会、民生児童委員の皆様の説明会を開催して現在個別計画を策定しているという状況でございます。また、自治会など地域で取り組みやすい支援方法を検討していただきまして、要援護者の避難支援につなげていただければということで機会を得ながらお話をさせていただいているところでございます。

いずれにいたしましても地域の皆さんの御協力なくして防災、減災を語ることはできないということでございます。災害時要援護者対策につきましては、今後とも地域の御理解、御協力をいただきたいと考えてございます。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 19番齋藤修市議員。

●19番（齋藤修市君） 二、三、ちょっと再質問させていただきます。

ハザードマップについてでございますが、先日、ハザードマップに従ってですね避難場所を実際に自分で幾つか歩いてみました。小砂川とか上浜、あの辺はですね、結構標高が高い場所が多いです。ただ、心配なのは入り江になっているところがありまして、そういうところは非常に危険かなと、波がこう集中して押し寄せる危険があるなということで、その辺の対策が必要かなと思いましたが、全体的には高い地域が多い。逆にですね、象潟地区も数箇所歩いてみました。マップに従っていろいろ歩いたんですが、なかなかその避難——その通路っていうんですかね、避難しにくい、どこへ私は逃げたらいいのかなと、どうやって行ったらいいのかなと。それから、恐らく地区地区で、あなたのところはここへ行きなさい、あなたの場合はこっちへ行きなさいというふうに自治会か何かで決められているとは思いますが。ただ、現実にはですね私が歩いてみて、非常に避難しづらいというような場所が数箇所ありました。ハザードマップができてから、これは市民に避難の方法等と説明をするというふうに防災計画書の中には書いてありますですね。それから、学校の教材としても使うと、このように防災計画の中ではうたわわれていますが、今現在どのような形になっているかということと、それから実際にその象潟地区の海岸線ですね。あそこら辺は標高が非常に低い。武道島のあたりは 2. 数メートル、ですからちょっとした津波が来れば、あの辺までどっといきますよね。地域がきちんと分かれているところは避難がしやすいと思います。ただ、先ほど申しましたように、まちの中ですね、まちの中、これは非常に避難——実際の場では混乱するんじゃないかなと思いますが、どのような指導をされてきたかというのをひとつ伺いたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 総務部長。

●総務部長（森鉄也君） 一つ目の津波ハザードマップの活用というようなことで、象潟元町地域住民の避難方法等の考え方でございますが、象潟元町地域につきましては近くに 7 メーター以上の高台のない地域が確かに多くございます。津波の到達時間が早い場合の避難場所が不足していることは齋藤議員の御指摘のとおりでございます。このこれらの方々の避難方法につきましては、地域の自主防災組織、あるいは家族の単位でどこに津波の場合は避難するのか、どういうルートを通るのか、こういったことを日ごろから訓練を通して、あるいは心構えとして確認し合っていただきたいということを機会を得ながらお話をさせていただいてきております。地域によっては確かに避難方法も異なりますが、東日本大震災の教訓からしますと、とにかく高いところに避難しなければいけないということに尽きるわけでございますが、時間がない場合は建物の 2 階、3 階、強固な建物に限るわけですが、一瞬の判断で避難するという形になろうかと思えます。地域によっては津波の規模にもよるわけですが、遠くの高台まで逃げなければならないという事態も地域によってはございます。相当の時間を要するという部分もございます。そういうことも含めまして日ごろからの確認、訓練というようなことをお願いする以外にないわけです。

それから、ハザードマップを活用した説明会というようなこと、あるいは学校での防災教材としての活用というようなことでございますが、説明会は、このハザードマップが平成 21 年 4 月に作成したわけですが、ハザードマップに限定した説明会等は開催してございません。それで、ハザードマップを策定する過程で沿岸の自治会長さん、あるいは役員の方々と意見を交換しながら

ワークショップを開催して仕上げたものでございますので、この過去の浸水事例、あるいは危険箇所の指摘など、地域の事情に精通した方々の意見は反映されているものと考えてございます。防災計画に記載されているように、配りっぱなしということでは当然いけませんので、計画的な住民説明会、小・中学校での防災教育、これらは津波災害の知識の普及にもつながりますので、今回見直しを行った後で説明会を計画的に実施してまいりたいと考えてございます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 19番齋藤修市議員。

●19番（齋藤修市君） これは命にかかわることですので、ぜひやっていただきたい。防災計画の中にですね津波が来るんじゃないかと津波注意報が出たときに、海面を監視するという業務がございませぬ。この業務は海面監視員を置いて津波の襲来に備えろと。監視員には市の職員、漁業組合の職員、消防団の中の適当な適任者を選定するんだと、こういうふうになってはいますが、実際にどのような状態、実績がございませぬか。

●議長（佐藤文昭君） 総務部長。

●総務部長（森鉄也君） 海面監視員につきましては、防災計画によりますと適任者の選定をあらかじめしておくということになります。我々が考えておりますのは消防署員、消防団員、それから市民サービスセンターの職員が監視を行うということにしてあります。場所につきましては仁賀保、金浦、象潟各1ヵ所を想定してございませぬ。現在のところ特定はしてございませぬ。ただ、危険がやはり伴うということもございませぬので、安全な高台を選定したいと考えてあります。

また、御承知のように新しい防災無線システムに金浦漁港の監視カメラと潮位計を設置してございませぬ。庁舎にいながらカメラでもって監視ができるという部分もございませぬので、可能になりましたので、防災計画の改定とあわせましてこの監視カメラと潮位計、これらを活用した監視体制を構築してまいりたいと考えてあります。

●議長（佐藤文昭君） 19番齋藤修市議員。

●19番（齋藤修市君） ちょっと自治会との——自治会自主防災組織とのネットワークについてちょっとお伺いしたいんですが、たまたま先回の災害のときには、その新しい防災システムができたんで片づけてしまったという後の災害でした。ということでですね、余り自主防災組織——自治会長さんですね、との連携がうまくとれなかったんじゃないかなというふうに思っています。事例としてにかほ市の沿岸に津波注意報が発令されたわけですね。結果は何十センチメートルだかということなんですが、津波注意報が発令されて高台に避難してくださいというふうに消防車が町中を巡回して歩きました。我々もそのとき、防災組織の中の役員の一人名ですので、誘導をするために外に出たわけですね。何人かの人が高台に避難をしました。ただですね、一方的に消防団員の方が、あなたたちも避難しろとばかりただそれだけ叫んで歩いていると。だから先ほどちょっと私が聞いたのは、自主防災組織との連携、これが一番大切じゃないかなと私こう思うんです。ですから、最初に動くのは、いずれにしても自主防災組織の活動だと思っております。それを本部というんですかね、本部の指示命令系統が一本化されていないと非常に戸惑いを感じるなど、そういう意味でネットワークがどのようになっているかと、これをぜひきちっとした形にしていきたいなと、このように思っております。

それからですね、ハザードマップなんですけど、新しく —— ハザードマップでなく避難看板ですね、標識、各地新しくできております。標高も書いてあります。非常にいいと思います。ただ、ハザードマップに書いてある津波のイラストとですね、実際に看板のイラストが違うんですね。ハザードマップの中には、津波には、波のところからね人がこう逃げるといふ、そこに、この場所に逃げるんだよと書いてあります。ところが今回設置された看板はですね、標識は、すべて避難場所の標識になっているんですね。津波の標識になっていない。それは何かわけがあるんだろうと思うんですが、その変えた何か根拠っていうのはあると思うんですが、どのような根拠でしょうか。

●議長（佐藤文昭君） 総務部長。

●総務部長（森鉄也君） 現在、防災計画とは若干変わってございますが、その後見直し等ございまして増加しているわけですけども、避難場所として 168 ヲ所、それから津波避難場所 80 ヲ所を指定してございます。このうちハザードマップには津波避難場所になり得る避難場所をすべて津波のマークにしました。それから、現地にある看板につきましては、津波、一般災害の避難場所とも双方とも看板のマークは、すべて通常の避難場所マークにしております。そして現地の看板につきましては、特に低い場所の避難場所につきましては、津波の場合は避難場所として使用できない場合もございましてということで注意書きもちょっと付してございます。そのようなハザードマップと現地の看板との違いは以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 19 番齋藤修市議員。

●19 番（齋藤修市君） あと時間もなくなってきたので、腹も減ってきましたので、そろそろ終わりますけども、やはりですね我々が避難するときに何を頼りにするかと、書いているもの、もしくは標識、そういうものだと思うんです。ですから、津波の場合はここに逃げなさいよというような標識をですね、やはり一般の避難場所とは別に、ステッカーでも何でもいいですから新しくですねぼんとうこう貼ると、津波の場合はここへ逃げなさいと、このような何というんですかその表示の仕方が必要と思うんですが、いかがでしょうか。

それから、最後にですね、すべての津波の —— 海岸に対してですね津波対策をするということは大変だと思うんです、はっきり言って。ものすごいお金がかかる。だけれども、やはりお金がかかるからやらないんだということじゃなくて、いろんな意味で命と財産を守るためにはどうやったらいいかと、確かに皆さんおっしゃるように、私もそうなんですけど、自分の命は自分で守れと、全くそのとおりだと思います。だけれども、やはり行政がですね主導権を握って、そしてこういう津波対策に対しては、常にその意識を持ってですね何か対策に対する対応を考えていただきたいと思うんです。最後に市長、考え方、その辺の考え方を最後にお聞きしたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） まず先ほど消防団と自主防災の話がございました。私はこれはですね、こっから連絡するとかどうかという問題ではなくてではないかなと思います。というのは、今回の東日本の震災を見ても、地域の住民の命を守るために多くの消防団の皆さんが命を落としております。それから、自主防災という形のものはないんですけども、私はこの連絡の方法も、やはり一発で、防災無線で津波ですよ、避難してください、こういう形でしかないと思います。とい

うのは、到達時間まで短いわけです。30分も1時間もあれば別ですけども。ですから、やはりこの防災無線を活用していただいて、そういう放送があった場合は、やはり市民の皆さんが一人一人自分の命を守るために避難していただく、これが私は一番大切だと思っております。

それから、避難シェルターの話もございました。先日、政府の復興構想会議ですか、これ6月末までに菅首相にその提案するわけでありますが、第一次提案をするわけでありますけれども、被害の最小化、減災の考え方で堤防や避難訓練などの政策を総動員すると言われて、提案の中であります。また、国土交通省は、今回の震災を受けて津波防災地域まちづくり事業について、これまでは被災地だけだったんです。これを全国の沿岸市街地にも適用できるように新しい法律をつくりましようということが言われております。したがって、この法律がどのような形でできるか、まだ今のところは分かりませんが、やはりできるとすれば相当補助率の高い制度になるものと思っております。ですから、こうしたことを踏まえながら、少しでも安全に避難できるような環境づくりに一生懸命取り組んでまいりたいと思っております。

【19番（齋藤修市君）「終わります」と呼ぶ】

●議長（佐藤文昭君） これで19番齋藤修市議員の一般質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩といたします。

午前11時52分 休憩

午後1時00分 再開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番池田甚一議員の一般質問を許します。15番池田甚一議員。

【15番（池田甚一君）登壇】

●15番（池田甚一君） 通告しております各項目について一般質問をいたします。

最初に、にかほ市の農業の課題についてでございます。これまでも農業に関連した質問は、同僚議員から何度も一般質問という形で質問、あるいはまた意見も提案されてございますけれども、なるだけ重複は避けるように注意したつもりでございますけれども、これまでも同じような項目、内容があるとすれば、何とかお許しを願いたいとお願い申し上げます。

最初は、市長のにかほ市農業に対する基本的な考え方についてでございます。産業政策としての農業支援として、にかほ市は特にこの水田農業を中心として非常に多岐にわたった農業支援が実行されております。これらの数ある農業支援がにかほ市の政策として、農業政策として最大の効果をあらわしめるためには、やはりその市の市長のリーダーとしての確固たる農業に対する基本的な認識、あるいはまた基本的な考えが必要と考えるわけでございます。これまでもさまざまな機会に市長の考えの一端を拝聴する機会ございました。ここにきてまた日本の農政は、生産調整の強化、それからまた国際的な自由貿易の進展、非常に変動の状況にあるわけでございます。こうした現状を踏まえて、にかほ市の市長は我がにかほ市の農業についてどのような基本的な認識をお持ちなの

か、その一端をお聞かせ願いたいと思います。

次に、新規農業後継者確保対策でございます。このことは非常に前から当市の農業に対する農業の中でも最も重要な問題であり、そしてまたこのことが私は最もこの大事な対策じゃないかというふうに考えております。今年度のこの新規参入する後継者対策について、今年度の具体的な取り組みについて伺っておきたいと思います。

次に、3)の認定農業者についてでございます。平成5年に制定されました認定農業者制度も18年が経過しました。その間、専門的・主業的農業者の意味合いを持つ認定者の中にも、さまざまな変化が生じておるものと推察されます。そこで認定農業者の現状についてお伺いいたします。

イ) 認定農業者、いわゆるその当時、発足当時は、非常に意欲ある経営者を認定農業者としてにかほ市が——当時の3町が認定しておりますけれども、これらの認定された農業者に現在のこの後継者が果たして参入しておるのかと、確保されているのかということで、認定農業者の後継者の状況についてお伺いいたします。

ロ) この認定農業者が規模の拡大、みずからの経営規模の拡大やら、あるいは作業の受委託、あるいはまた水田農業、米生産のための、あるいは農産物生産のためにコストの削減にどのように取り組まれておるのか、いわゆる認定農業者自身の経営意欲に対して、どのような御判断を持っているのかお聞かせ願いたいと思います。

次に、4)水田農業推進協議会についてでございます。にかほ市には大変多くの組織やら、あるいはまた協議会、何とか委員会がございますけれども、私はこの水田農業推進協議会が最も農政を推進する上で重要な協議会ではないかというふうに思っております。先ほどの市政報告では、恐らくこの水田農業推進協議会のことございましょうけれども、組織の再編をして農業再生協議会というふうに改めるといふ報告がございましたけれども、このことについて質問をしたいと思います。

イ) 協議会策定のかほ市水田農業ビジョンでは、米販売の取り組み計画も策定していますが、生産者が最も有利なような販売方策をどのように考えておられるのかお伺いします。

ロ) 昨年——ここはちょっと間違いました。平成21年産米のこの、ここへ「返納金」とありますけれども、正式には「返還金」となります。御訂正願います。返還金が60キログラム当たり410円の返還金が発生したという、これまでにないような状況が発生しました。いわゆる我々、私も含めてにかほ市の米生産者は、販売を委託している農協と色々な契約を結んで、もしこのようにいわれる差額が発生した場合は返還するというを契約しておりますから、そうした法律上の問題はないと思うんですけれども、そのいわゆる概算金を返還するという事態が、いわゆるJAの販売体制に対する不信感を生んだんじゃないかということで、農家には大変この不信感が発生したわけでございますけれども、このような状況を水田農業再生協議会ではどのように検討され、どのようなことを話し合われたのかお伺いいたします。

次に、ハ) 米の低コスト生産には、農協組織の低価格資材の販売、そしてまたいろいろな手数料、あるいはまた利用料などの低減が求められるわけでございますけれども、水田農業再生協議会ではこの点についてどのような検討がこれまでなされてきたかお伺い申し上げます。

次、5)でございます。集落営農の法人化についてでございます。国・県の農政は法人化の設立を

推進していますが、にかほ市の法人化の推進計画と平成 23 年度の具体的目標がありましたらお聞かせをお願いいたします。

次に、農業委員会についてでございます。農地法の改正についてお伺いします。農地確保のための農業委員会は大変重要であり、ますますその重要度は高まっているわけでございますけれども、農地法の改正によって申告された申請の内容や審査の対象に変化が見られるかどうかお伺いいたします。

また、改正により農業経営に参入する条件が幾分緩和されましたが、にかほ市において新たな農地の移動、いわゆる農地の移動、あるいは権利の移動などは見られるのかお伺いいたします。

また、本市においても耕作放棄地増加の傾向にあります。その実態と対策について、農業委員会独自の何か審査、あるいはまた対策、あるいはまたいろんな話し合いが行われたと思いますが、その状況についてお伺いいたします。

最後に、市長に水道水源の保護についてお伺いします。

にかほ市は平成 19 年に水道水源保護条例を制定し、水源地域や水源保護地域の保全の責務を市民に約束していますが、水道水源保護条例の運用の状況についてお伺いします。

イ) 審議会の設置に関して、その開催の状況についてお伺いします。

ロ) 水源地域、水源保護地域の現況の把握は、どのように実施されているのか、この 2 点について市長からお伺い申し上げます。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは池田議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、農業についての基本的な考え方でございます。にかほ市は御承知のように農工一体の町として、農業、製造業がともに重要な産業として労働力や所得を支え合いながら双方が発展してきましたけれども、長引く不況などによりまして地域全体の活力低下が大変心配されているところでございます。農家の中でも製造業など他産業に従事しながら農業を営んでいる、いわゆる兼業農家が 9 割近くを占め、秋田県平均の 8 割を上回っている状況でございます。こうしたことから、米価の下落や需要の伸び悩みにより農家所得が減少しながらも、大きな役割を担っている小規模兼業農家においては、米づくり以外の手間のかかる戦略作物への取り組み意欲が醸成されず、中核的な担い手の確保と米依存構造からの転換が大きな課題となっております。

一方、世界的な食料安全保障や日本の自給率向上が大変重要な課題となっており、消費者に安定的に安全な食料を供給し続けるために、にかほ市においては鳥海山のすそ野から日本海まで延びる豊かな農業資源を生かした食料供給拠点として産業の再構築の重要性は今後さらに増してくるものと考えております。

また、環境問題が地球規模で課題となる中で、農業の持つ多面的機能が国土保全や水源涵養はもとより、バイオエネルギー等の観点からもクローズアップされております。また、グリーン・ツーリズムなど美しい景観と農村の魅力を生かした新たな地域資源の活用が注目されており、本市においても農業や農村の果たす役割は今後さらに重要になってくると考えております。

そのため、農業を確固たる産業として持続、発展させていくためには、農業現場におきましてもこれまでの農業構造にこだわらず、時代のニーズをとらえた意欲的な取り組みへ努力が必要であり、行政としても応援してまいりたいと考えております。

次に、農業後継者確保対策についてであります。にかほ市におきましても農業従事者の高齢化が進み、担い手不足が深刻なことから、新規就農者の育成を最重要課題の一つとして位置づけて、具体的な施策を講じているところでございます。

御承知のように就農に関する豊富な知識と経験を有する就農アドバイザー1名を昨年より委嘱し、農業への関心、意欲を就農につなげるための啓発活動や農業を志す方への相談活動、就農後のフォロー、青年農業者らの意見交換会や研修会の開催など広範囲にわたって日々活動を行っております。また、農業を志す若者が円滑に就農できるよう、農業技術や経営管理能力の向上を図るために、県農業試験場での2年間の研修を行う未来農業のフロンティア教育研修へにかほ市からは現在3名の方が受講しております。研修生の負担を軽減するために、市としても県と協調しながら1人につき10万円を支給しながら研修を受けていただいております。そのほか就農アドバイザーが定期的に研修生を励ますためのケアなども行っております。また、市独自の事業としては、就農に意欲的な離職者等を対象に、市内の農業法人等を受け皿にして半年ないし1年の現場実践研修を行う就農準備実践業務委託事業など新規就農者の確保、育成に全力で取り組んでいるところでございます。

水田農業推進協議会についてでございます。にかほ市水田農業推進協議会は、米の需給調整や転作田を活用した作物による産地確立など、主に水田農業政策を円滑に遂行することを目的に、市をはじめJA、農業共済組合などの関係機関、また、農家や消費者代表などを構成員として、市長である私が会長を務める協議会組織であります。去る5月の13日に今年度の1回目の総会を開催しておりますが、国の戸別所得補償制度の本格実施に伴い、協議会の所管する業務の拡大と、また、名称も「にかほ市農業再生協議会」へと変更しているところでございます。

生産者が最も有利となる米の販売の方策についての考え方でございます。御承知のように秋田県産米は現在非常に苦しい販売環境に強いられている状況でございます。これまで、あきたこまちに極端に偏重した品種構成であったために、外食向けなどの業務需要への対応のおくれにより、他県産米に置き替わっていることが大きな要因の一つでございます。

一方で産地間競争が激化し、早期に全量を売り尽くそうということで価格競争に陥っている状況でございまして、これが生産者を苦しめている要因となっているところでございます。御承知のように、コシヒカリなども2,000円ぐらいも価格を下げた全量売り切ろうという形でやられておまして、秋田県産米はこうしたことに大きな影響も受けているところでございます。

このような状況から、秋田県では新たな秋田米販売戦略と位置づけて、生産者から農業団体、流通業者に至るまで、いわゆるオール秋田で臨んで、消費者から秋田米を選んでもらう販売力の高い米産地に向けた取り組みを始めております。

にかほ市農業再生協議会が指針として位置づける、にかほ市水田農業ビジョンにおいても品種構成と作付誘導の推進や安全・安心な米づくりの推進などを盛り込み、また、協議会のメンバーであるJA秋田しんせいでは、現在幅広く行っている土づくり実証米運動から、さらには農薬を低減し

た種子の温湯消毒や堆肥のペレットを用いた循環型の環境保全米の取り組みにシフトしておりますので、有利販売に大きく前進するものと期待をしているところであります。

同じく協議会のメンバーであります米流通業者では、生産者と一体的に無農薬米などの独自のブランド化による販売戦略で消費地の確保に努力されております。したがって、産地としての販売戦略がますます重要になってくることから、JAや流通業者はもちろんでございますが、生産者においても販売力の高い米産地を目指して、今後とも消費者ニーズに向き合った米づくりに一層の努力をお願いするものでございます。

それから、平成21年産米の返還金の件でございますけれども、この件は平成21年産米の出荷時にJAが生産者に対し概算払いを行ったものの、販売価格が確定した最終精算時に精算額が概算額を下回ったということで生産者からの返納が生じたものでございます。これはJAと生産者の間で契約に基づくものでございますので、にかほ市農業再生協議会や行政がこのことに関与できるものではないのではないかなということ、このことについての答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

米の低コスト生産でございますが、にかほ市水田農業ビジョンにおいて低コスト生産についてもテーマを位置づけて、農地の利用集積の推進や営農集落組織の育成、あるいは法人化により補助事業等を活用した機械、施設の効率利用、水稻直播栽培の推進などを図ることとしており、それぞれ協議会を構成する各機関、団体において、生産現場への誘導や周知を行っているところでございます。

御質問の農協に対して資材価格や手数料などの低減については、協議会としては、要請は行っておりません。

次に、集落営農の法人化についてでございます。現在、にかほ市には法人化した2組織を含めまして27集落営農組織があり、それぞれ今年の生産活動をスタートさせております。

しかしながら、二つの法人を除く25組織については、いまだ従来からの個別経営を踏襲したものが多く、ミニライスセンターを所有する組織や大豆の集団転作を行う組織を除けば、自己完結型の水稲単一農家の集まりという状況でございます。要するに助成を受ける体制づくりといえますか、そういう形になっているという状況でございます。集落営農の構成農家の多くが小規模兼業農家であることや、農地の権利意識、自己所有の農機具の問題、共同作業への不安などがその理由と考えております。

集落営農が地域の中核的な担い手として機能し、確かな産業として継続して発展するためには、機械などの共同利用だけではなく、これまでの個別意識にとらわれない企業的経営手法を取り入れることが必要であります。そして、農産物の付加価値生産や加工、販売まで手がける仕組み、取り組み、また、みずから顧客の開拓など法人間による優位性の確立を各機関挙げて推進、応援をしているところであります。このことから、これまでも市に事務局を置く担い手総合支援協議会が中心となり、講習会や研修会、集落に出向いての説明会の開催など各施策を展開しているほか、旧町単位に重点集落を1集落程度位置づけて法人化誘導を図ることとしております。しかし、法人化につなげるために、何よりも集落内の十分な話し合いによる意識の高揚や、みずからの意思決定が重

要であることから、あえて幾つをするという目標は掲げておりません。今後も集落の農業の方向性を各集落みずからが考えまして、将来に向けた話し合いを深めることができるようその機会を提供し、前向きな取り組みに対しては各種の施策を講じて応援してまいりたいと思っております。

他の質問については、担当の部長等がお答えをいたします。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） 私から(3)番目の認定農業者の現状についてお答えいたします。

イ)の後継者の状況についてであります。現在、にかほ市の認定農業者は291人となっております。ただ、その平均年齢が57歳となっており、認定農業者であっても高齢化が進んでいるという現状にあります。認定農業者が市からの認定を受ける際に提出する、あるいは5年に1回の更新時期に提出する経営改善計画の集計表を見ましても、わずか4割の方が後継者が見られると、後継者がいると、確保されるというような状況となっております。

それからロ)の経営規模拡大やコスト削減の取り組みについてであります。にかほ市合併直後の平成18年時点の認定農業者の平均経営面積でありますけれども、このときは5.5ヘクタールでありました。現在は6ヘクタールとなっております。担い手の集積がわずかですけれども徐々に進んでいるという傾向に見られます。コスト削減については、集落営農に参加しての機械の共同利用や直播栽培への取り組み、複式簿記による農業経営の明確化など各自の経営にあわせて多様な取り組みが進みつつあります。市においても共同利用機械の導入、研修会等の開催による研鑽の機会の確保、担い手の経営発展に向けた施策や支援を引き続き図ってまいりたいと考えております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 大須賀農業委員会会長。

●農業委員会会長（大須賀雄治郎君） 池田議員の質問にお答えします。

農地法の改正によって申請の内容や審査の対象に変化が見られるのかとのことでありますが、改正農地法により従来の耕作者みずからの所有から効率的な利用の促進に法律の目的が見直され、農業生産法人による農地の取得、一般法人による農地の借り入れが可能となりました。これにより農地を貸しやすく、借りやすくし、農地を最大限に利用しようとするものであります。ただし、新たに周辺の農地利用に影響を与えないことという要件が追加され、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れのある場合には、農業委員会は許可をしないという内容となっております。これにより地域における農業の取り組みを阻害するような権利取得は排除できるものと考えております。

次に、改正により農業経営に参入する条件が緩和されたが、新たな農地の移動が見られるのかとの御質問でございますが、改正後の当市における農地の移動状況ですが、集落営農から法人化した象潟町小滝と金浦町飛の法人がそれぞれ平成22年3月と平成23年3月に構成委員等の農地を借り入れした以外に、その他の法人による借り入れ等はありませんでしたが、先日の6月の総会に仁賀保の法人より借り入れの申請が提出されております。

次に、耕作放棄地の実態と対策について委員会の審査の状況についてですが、耕作放棄地対策として平成20年度に全県で調査を実施し、当市では機械による整備で農業利用すべき農地が17ヘクタール、森林・原野化し農地への復元が困難な農地が33ヘクタール確認されております。その後、

県・市でも耕作放棄地再生事業により農地の再生作業に助成措置を講じておりますが、農産物価格の低下や高齢化、そして若者の農業離れ等、農業を取り巻く情勢は年々厳しくなり、農家戸数も年々減少しており、農地の維持管理に農業者は大変難儀をしているのが実情でございます。昨年度に小滝の法人が長年耕作放棄された農地を再生しまして転作作物の作付を行っておりますが、思うような成果が得られなかったようでございます。

今後の農地の保全対策としては、条件に恵まれ、今後も農地として維持していく部分、効率的な農作業に不向きで山林等他の用途での活用を図る農地に区分し、活用の方法を検討していくことも必要であります。年々減少していく農業者だけで農地を維持していくには負担が大きい現状で、今後は各団体等と連携をし、担い手への集積や集落営農組織化を推進し、農地の有効利用を図ることが耕作放棄地の減少と農村集落の維持につながるものと考えております。

●議長（佐藤文昭君） ガス水道局長。

●ガス水道局長（佐藤俊文君） それでは、水道水源保護条例の運用状況についてお答えいたします。

最初に、審議会の開催状況についてであります。審議会の構成ですが、学識経験者が2名、市長が認める者9名の計11名の委員により構成されております。平成19年度に市長の水源保護地域の指定についての諮問を受け、審議会を開催しています。第1回目の開催は平成19年5月の28日に行われ、午前中、条例及び施行規則、審議会協議事項などの説明、審議を終えまして、水源保護区域図案をもって午後からバスで現地調査を行いまして、その後、意見交換を行っております。2回目は6月の19日に行われ、水源保護地域の指定について審議されております。3回目は7月の9日に行われ、指定についての確認と答申について話し合わせ、その後答申に至っております。計3回開催されております。

続きまして、水源保護地域の状況の把握について、どのように実施されているかについてでございますが、水源に関しては変わりなく、毎日巡回しているところや、湧水兆候が見られるときなど、必要の都度確認しております。

水源保護地域の把握ですが、面積に関しては平成19年3月ににかほ市国土利用計画が策定されております。そのときの、にかほ市土地利用構想図に保護区域を重ね合わせまして面積の把握を行っております。農用地が11.87平方キロメートルで9.8%、森林が96.06平方キロメートルで79.4%、原野が10.12平方キロメートルで8.3%、その他が3.03平方キロメートルで2.5%となっております。合計121.62平方キロメートルで、行政面積の50.54%を占めております。国定公園区域内が63.67平方キロメートルとなっております。森林面積のうち国有林は約32.2ヘクタールで、大半が鳥海山北側斜面域に集中し、その割合は水源保護区域内の森林の約3割、国定公園区域内の森林の約6割弱となっております。

条例の趣旨であります保護区域内への対象事業場の進出行為に関しては、農用地の転用等については農地法、森林の整備、保全等については森林法、国定公園内の土地の形状変更等の行為については自然公園法、岩石採取については採石法など、個別法の規制がありますので、それらの情報収集に努めるとともに市役所内の関係部署及び関係機関との連携を密にしているところです。以上で

す。

●議長（佐藤文昭君） 15 番池田甚一議員。

●15 番（池田甚一君） 大変ありがとうございました。

市長のこの農業に対する考え方、もっともな考え方だろうと私は思いますけども、ただ、私も含めて農家の方々は、最初のいわゆる生産調整、減反、あるいはまた転作、あるいはまた生産調整、そして今ありますと今度はこれが需給調整という、いわゆる生産調整にかかわって 30 年近く、あるいはもっとそれ以上になるかと思えます。生産調整を幾らやっても米の値段は上がってこない。やはり市長は行政の長として、この国策である生産調整については、やはりその賛成の立場をとらなければならない立場だと推察しますけれども、農業者の中にはやはりどうしても生産調整は嫌だと。嫌だというよりも、いわゆる農業の理念に合わないんだという考えの方もたくさんございます。生産調整の一番の目的は価格のアップだろうと思えますけども、毎年これが年々下がっていくという生産調整の目的は達成されないわけですけども、この生産調整と米の価格について市長はどのようなお考えを持っているのか、やはり生産調整は継続しなければならない、あるいはまた日本の米価はまだ国際的には高いんだと。だけれども、その価格差は年々縮小されております。ですからもう一声、日本の米が下がれば、世界に流通する米、いわゆる輸出ができるような価格となると、そういう計算もありますけども、そのような生産調整、これはいつまで続けていくのかという、もう水田農業のこれ、大きな一番の眼目だと思えますけども、その点もし何か感想がございましたら一言お願いしたいと思えます。

それから、後継者対策、いわゆる新たに農業に参入する後継者対策でございますけれども、職業として果たしてこれがいわゆる新卒者の、高校なり、あるいは大学なり、あるいは中学校でも結構でございますけれども、新卒者の職業選択の中の一つには恐らく入っていないだろうと思えます。これをやはり新卒者の職業の選択肢として入れるような教育的な配慮、あるいは県立高校の場面もございますけれども、学校サイドでのこの何か配慮、例えば理科教育を充実、あるいは生物やらさまざまな面でそうしたものを充実して行って、職業の選択として農業、あるいは第一次産業、すべてがこの入れるようなそうした配慮が必要じゃないかと思えますけども、特に残念なのは県立高校の西目高校が農業というあれを廃止したということは、私は非常に残念だったわけです。みずからあの農業という字をなくそうとしたああいうときに、何ら教育界の反響はなかった。むしろ優秀な農業の嫌いな子供を育てていくような風潮であったというふうに今思えば思えるんですけども、そうしたひとつ何か手だてはないのかなということ、これも市長の感想で結構でございますので、後継者対策についてもう一言お願い申し上げたいと思えます。

それから、この組織の中の水田農業推進協議会でございます。私は今回の一般質問をするに当たりまして、市が発行しておりますにかほ市の農業、あの冊子は非常に参考になりました。毎年発行されておまして、非常に詳しく書かれております。それで、このようなものは果たして隣接する市町村にあるのかということで、遊佐町の場合をちょっと調べてみましたら、ああいう農業地帯でもにかほ市で発行しているような要覧は見当たりませんでした。非常に担当者が苦勞して書かれた、あるいはまた精密に書かれたものとして私は思っておりますけれども、それを参考にしております

けども、その中でもこの水田農業推進協議会の役割というのは、非常にこの細かく書いております。その顔ぶれも、いわゆる行政、JA、あるいはまた農業者、さまざまな立場の人が参入して、一見しますとあの組織がやはりにかほ市の農政を推進し、地域農業について一から十までとは言いませんけれども、特に水田農業、あるいはまたほかの農業についても、この組織が私は推進力になるべきものだと思っておりましたけれども、随所に見ますと、ただ単なる生産調整のいわゆる減反の割当数量を円滑に進めるための組織といったほうが強い印象を持たれるわけでございます。その組織の中では、後継者の確保対策から、あるいはまた生産調整の——もちろん入ります。それから米のコスト削減、生産費の削減についても追求しているんだという目標が高く掲げられておりますけれども、そういった意味で私は今回この一般質問に取り上げたつもりでございましてけれども、その中でやはり販売力についても言及しております、販売。残念ながら自分の生産した米が果たして幾らで売れているか一口でパッと答える農家はいません。いないと思います。それでその中で発生した、いわゆる販売力については、農協というものをもう100%信用して我々は契約しているわけでございますので、それが農家と約束した金額で売れなかったというのが平成21年産米の返還金となって現れた。いろいろ事情がありますけれども、我々農家は農協の販売力がどうなのかと、あるいは販売に対する姿勢はどうなのかと、そこに疑問を持たざるを得ないわけですよ。農家の一人一人がみんなそう思っている人もいますけれども、残念ながらそれが大きな声となってJAには私は届いていないと思います。そこでこのような市を代表する水田農業推進協議会、このような機構の中で私は当然そうしたことも取り上げて、発生した原因、あるいはまた今後このようなことが発生しないために何が必要なのかというのが、こういう組織の中で話し合われるべきではないかと思って今回このようなテーマを持ったわけです。契約書の中には、細かい字で、もう老眼だらけの生産者の中には、読みづらい項目で書いております。果たしてそれを何人読んでいるか分かりませんが、そのように契約に書いてあるから決して法律に違反するわけではございませんけれども、残念ながらそうした1俵60キログラム当たり410円の返還金が発生したということは、史上初めてのことだろうと思います。当然これは何度も申し上げますけれども、JAの販売能力、あるいはまたそうしたものに対する取り組み方が、当然これは反省させるべきではないかと思っておりますけれども、もう一度聞きますけれども水田農業推進協議会ではそのあたりの検討はなされたかどうか、部長でも課長でも誰か一人、すべきだったと思わなかったのか、そこをひとつお願いしたいと思います。

それから、同じくコスト削減、今、先ほど申しましたように米価の価格上昇はもうあり得ないというような感じでおりますけれども、そうすればやはりコストの削減しかないわけです。これはどんな産業でも、トヨタ自動車でもどの産業でもすべてがやはりコスト削減をこの社是として掲げておられますけれども、いわゆる組合員利用を最大目標とするJA秋田しんせい、あるいはまたJA組織でコスト削減、農家に安い生産資材の提供ということをどのように考えているかと。あるいは利用料、あるいは手数料、例えばカントリーエレベーターの利用率が年々高まって、常に満杯状態になる。けれども利用料そのものは下がっていないということは前の質問で私取り上げましたけれども、無理だというような返事がございましたけれどもですね、何かそうした手数料的、利用料的

なものを下げて、やはり生産物のコスト削減に協力できるような組織でなければね、やはりこれますます組合員離れというものが起きていく、そのようなことを検討するのが私は、新たに立ち上げたにかほ市水田農業再生協議会、そこじゃないですか、違いますか。そこをひとつお考えをお願いしたいと思います。

それから、農地法の改正についてでございますけれども、午前中から御出席いただいて大変御苦労をかけた。それで数字的なことは、通告もしてございませんし、その傾向と対策的な御答弁で結構ですので、一言、にかほ市の農地は減っているのか、減っていないのか、先ほど御答弁いただきましたけれども、減り方についてどのような傾向があるのか、一言また同じようなことになろうかと思っておりますけれども——この前に私、通告する準備の段階で農地の減少の度合いはどうかということを委員会のほうへお尋ねしますけれども、これにかほ市の農地の数字的なものを合計するには大変何か面倒くさい作業が必要なようで御返事がもらえませんでしたので、数字は結構ですので、傾向だけはひとつお願いしたいと、分かる範囲です。

それから、水源水道の保護についてですね、莫大な面積があるわけですが、保護地域には、恐らく民有地もこの中に、先ほど細かく数字について御答弁がございましたけれども、民有地、特に森林の民有地、民有地であれ森林であるというその——恐らく保護地域もあるはずですが。その民有地の森林の移動の状況、あるいはまた整備の状況などをどのように把握されているのか。公有地であり、あるいはまた市有地であり、あるいはまた県有地であるというようなところは、その移動に対してはかなり厳しい法律があるはずですが。ただ、民有地の森林については、今のところ全然ございません。田んぼであれば農業委員会、あるいはさまざまな都市計画法がございましてけれども、民有地の森林については、その移動を監視する、その移動の実態を調査しているというのは、調査できるのは一つもございませんので、水源保護地域という非常に重要な水源というインフラを司るその民有地の森林の状況については、恐らく把握していないと思っておりますけれども、良好な状態で保全されているかいないかぐらいは把握しておかないと、あるいはまた移動があるかないか、水源保護地域が誰かの手によって買い占められて、あるいはまたそれらが悪用されるという、その水源の上にもた水源をはられるというような状況がないとも限らないわけですので、その辺の把握をどのようになされているのかお伺いしたいと思います。以上、再質問。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） 多岐にわたっての再質問でございますので、簡潔に申し上げたいと思います。

米の価格、日本の主食と言われながらも議員の皆さんも家計費に米の値段がどのくらい占めるか——たいしたことないですよ。やはりもっと米の値段は上がっているのではないのかなど私は思っております。ただ残念ながら需要が年々少なくなっているということと、また先ほど申し上げましたように価格競争に陥っているということもあって、なかなか値段が上がっていかない。それから、生産調整、これしなければしなくてもいいんですよ、今の制度では。ただ、国からの戸別補償制度などの適用は受けることができない、助成は。ですから、今はやはり米の価格も結構下がっておりますので、米と、それから他の作物と複合経営をしながら、そして国からの支援であり

まず戸別所得補償を適用したほうがいい、活用したほうがいいということで、我々はそういう形で推進をしているところでございます。

それから、後継者の育成でございますが、去年もやはり西目高等学校の生徒たちを集めて、例えばこの嘱託している方にですけども、先になって、また学校の先生も来て、こういう形で若い人が農業をやって成功しているところなども見せながらですね、あるいは地元の若い方たちとの交流をしながら、そうした高校生を対象とした事業もやっています。ですから、これもこうした形で継続していきたいものだなと思っております。

水田農業協議会で減反の割り当てとかということですが、これはできた制度はやはり国から支援されるお金、あるいは県から支援されるお金をどういう形で配分するかという一つの協議する場でもありまして、その一方では、やはりこのくらいの形の作物をやればこのくらいの支援を受けますよということになりますからね、何とか農家の皆さんには先ほど申しあげましたような複合経営に取り組んでいただきたい、そういう形のものも含んで協議会をやっているつもりでございますが、ただ、農協さんも会員です。組合長が協議会のメンバーですけどもね——手数料とか何とかというのは、できればですね農協の組合員があって農協の組織があるんですから、ここはやはり農家としてそれぞれ高く声を上げて組合のほうに言ってもらいたい。やはりね、なかなか我々が行政として入りにくい部分もあるわけです。ですから、農協があって農家ではありません。農家があって農協ですから、ここをやはり強く意見を申しあげてほしいなど、私どももそうした形で機会あれば農家の声として——年2回農協が主催する協議会ありますけども、そこでもお話をしてみたいと思っております。

いろいろ集落営農、あるいは認定農業者、これから認定農業者も高齢化して4割ほどしか後継者がいないという形の中で、これから5年後、10年後どうするのかということになりますけれども、どうしても後継者が育たなければ新たな方法も考えていかなければならない。例えば集落営農と一般法人をくっつけると。例えば生産する側と付加価値をつけて売り込みをする。あるいは顧客の拡大を図るといふそういう一般法人と集落営農みたいな形をくっつけた法人化といいますかね、これが法的にできるかどうか分かりませんが、今の段階で分かりませんが、そういう新たな手法も考えていかなければ、にかほ市の農業というのはこれから維持できないのではないかなという思いもあります。

それから、水源保護地域の関係でございますが、恐らくその——私有地の届け出、移動ですね。所有権の移動は、1万平米以上になれば国土利用計画法に基づいて事前に届け出がございまして、それよりも面積が少ない場合は届け出の義務がありませんので分かりませんが、ただ、今、全国的に、外国の方がその土地を買って地下資源を採ると、採取するというふうな目的の中で取得している話も聞かれますので、そうした情報があればあるごとに私たちは確認をしております。できるだけそういう形にならないように情報があり次第、いろいろと確認をしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

あとは、恐らく担当の課長、部長に振っても、手入れの面積とか今、分からないと思っておりますけども、ただ、これまでも民有林のことについては、市としても手入れに対して例えば間伐、除伐、

枝打ち、国・県の補助対処になる部分については、市で単独で 10%かさ上げをして助成をしています。ですから、こうした形で森林環境の整備には、これからも続けていきたいと思っております。

●議長（佐藤文昭君） 大須賀農業委員会会長。

●農業委員会会長（大須賀雄治郎君） 最初に、農地が減少しているかということですが、減少しています。第一に皆さんよく御存じのように、農地から宅地等ほかの地目等への変更による減るものがございます。そういうものについては私たち農業委員会でも把握することはできますが、近年、高速道路が今ここを通っていますが、そういうことでの農地の減少というものもありまして、それは私たち農業委員会のほうでは把握といいますか、直接的に把握は、許可が必要ではないものですかから分からない面もあります。また、それ以外に耕作放棄地との関連も同質ですが、我々の目の届かないところの——農地として、本当に農家の皆さんが非常に努力して今まで難儀してやってきている、ずっとこう耕作不便地というのも、やはり農家の高齢化等によってそういうところも荒廃の度合いは少しずつ進んでいるのかなというふうに思っております。

●議長（佐藤文昭君） 15 番池田甚一議員。

●15 番（池田甚一君） やはり農業を継続的に持続的に保っていくには、農地、それから水、それから人、これを食料が安いからとか余っているからとかというような状況にかかわらず常に最高の良好の状態を保っていくことこそ、食料安全保障時代に外国からばかにされない農業の姿だと思いますので、ひとつ農業委員会が目的どおりひとつ今後も頑張ってもらって努力されていくことをお願いして一般質問を終わります。

●議長（佐藤文昭君） これで 15 番池田甚一議員の一般質問を終わります。

所用のため、2 時 10 分まで休憩といたします。

午後 2 時 00 分 休 憩

午後 2 時 10 分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5 番竹内賢議員の一般質問を許します。5 番竹内賢議員。

【5 番（竹内賢君）登壇】

●5 番（竹内賢君） それでは、一つだけですけれども、これからのにかほ市のあり方について重要だと思ひましてこの質問を選びました。

にかほ市地域新エネルギービジョンと天然ガスの活用について伺いたしたいと思います。

3 月の 11 日、東日本大震災と名づけられた地震、津波が起きました。その上に一部の識者が、これまで予想してきた地震による福島第一原子力発電所の事故が発生し、放射線をまき散らし、原発の恐ろしさが現実には牙を向いて襲いかかっています。今もって終息のめどが立っておりません。あれから 3 ヶ月になる現在でも、暮らしてきた家に帰ることができない状況が続いております。私たちは想像すらできない苦しさと思ひます。

東京電力や国の原子力安全保安員や原子力安全委員会からの情報も、前後したり、今もって定かではない状況です。原発政策を安全だと取り入れてきた政府や取り巻く原子力科学者、産業界、マスコミが流してきた安全神話の崩壊だと思います。

日本のエネルギーはエネルギー庁の資料では、2005年では石油が46%、石炭が21%、天然ガス15%、原子力12%、水力3%となっております。これが2009年度の資料では、石油が42%、石炭は21%、天然ガスが19%、原子力が11.5%、水力が3.2%、そして再生可能未活用エネルギーが3%となっております。依然として化石燃料依存度が高い状況が続いております。

化石燃料に依存していることは、資源が乏しい日本にとっては世界の動向やマネーゲーム等に左右され、安定した社会生活をつくるのが難しい場面がこれまでも幾度かありました。そのような中で策定された、にかほ市地域新エネルギービジョン報告では、一次エネルギーの寿命は石油42年、石炭122年、天然ガス60年となっております。別に私が得た情報では、原発に使用するウランでさえも85年となっております。いずれにしても、そんなに長い寿命があるわけではありません。安全で一定の生活をつくり、地球温暖化対策という大きな課題にこたえられるエネルギーを確保することは、重要な政策課題だと思いますし、私たちが子孫に残さなければならない未来だと思います。政府のエネルギー政策も今回の原発事故で、人間が制御できない原子力という魔物を利用した原発政策を変更せざるを得ない状況にあると考えます。

このような中で、にかほ市には、天が与えてくれた天然ガスという宝が地下に埋蔵されております。象潟町では、日本で初めて昭和29年(1954年)、天然ガスを利用した町営ガス事業を実施しております。引き続いて金浦町も続きましてし、仁賀保町も続いております。さらに平成5年には日本で初めて天然ガスと温水を利用したアワビの稚貝生産事業を県が中心になって水産庁や県水産振興センター、マリノフォーラム21等と一緒に立ち上げて、育てる漁業に大きく貢献しております。私たちの町には、このような先人たちがおりました。

平成21年度から、自噴している天然ガスをB&Gプールに活用したコージェネレーション事業が行われ、省エネと光熱費の削減に役立っております。この事業は温泉施設「はまなす」にも今年度実施されます。このように天然ガスと温水は、老人福祉センターやねむの丘、シーサイドホテルでも有効に活用され、にかほ市のまちづくりに大いに役立っております。

にかほ市地域新エネルギービジョンの報告書の中では、短期・中期プロジェクト六つの中に、3番目に天然ガス利用推進プロジェクトが位置づけされております。これからのまちづくりのエネルギー源として地産地消できる天然ガスと再生可能エネルギーの太陽光や水力、風力、波力が電力ネットワークと相互に補完し合うスマートグリッドの政策づくりと位置づけたいと思います。この報告書の提言を実効あるものにする具体的事業展開と政策づくりを、できるだけ早く行うことが肝要だと思います。導入や活動推進のための条件や課題が提起されております。にかほ市は簡潔に言えば天然ガスを核として他のエネルギーを組み合わせることができる条件にある町だと思います。その中で天然ガスについては、埋蔵量の把握、一説には象潟・金浦ガス田の埋蔵量は18億立方メートルという説も聞こえております。二つ目は、住民の意向の把握や利用に向けた技術動向などの調査が必要。三つ目は、普及に向けた情報提供が重要とあります。昭和27年に掘削されたガス

井戸が今もって自噴していることは、学術的にも調査する価値があるという勉強されている方の提言もあります。これらの条件や課題について、市長としてはどのように取り組んでいかれるお考えなのか伺います。せっかく地域新エネルギービジョンが報告されたわけですから、これを実現するようにして実行することが大切だと思いますので、市長のお考えを伺いたしたいと思います。

次に、天然ガスと温水を利用した農業や企業の誘致を図るべきだと考えます。行政がこれまで培ってきた人脈や情報をフルに活用して、今だからこそ市長を先頭に、行政の頭脳と行動を集中させることを求めたいと思います。

私たちにかほ市は、秋田県で一番温暖な地域であり、鳥海山がはぐくんできた自然、歴史、文化は誇れるものだと思います。エネルギー革命とも言える今の時代に、この地に天然ガスがあることは、天から与えられた大きな財産です。天然ガスは地球温暖化対策としても有効です。報告書では、にかほ市で使用すると想定される重油に比較し、年間のCO₂削減量は3,500トンと計算されております。ところが残念なことです。天然ガス協会の発信している情報を見ますと、国内の天然ガス情報では、秋田県では鮎川・由利原ガス田しか載っておりません。我がほうのにかほ地域新エネルギービジョンの中にもガス田はこししか載っていないように見受けられます。市民に希望を与えるためにも、にかほ市の天然ガスの情報をしっかりと全国に発信をしませんか。そして、今こそ地産地消できる天然ガスを活用したまちづくりの方針を立て、参加してくれる企業や人を全国から募っていくために、行政が先頭に立って産・学などと連携して行動を起こしませんか。市長の考えを伺います。

地域活性化に地域資源としての天然ガスの活用を学習し、その利用こそまちづくりに生かすべきだと論文を発表した市民がいらっしゃいます。その市民は、スマートグリッドを読み替えると、にかほ市の人材、資源、財源等の組み合わせの最適化、このように説き起こしております。私も何回か勉強をさせていただき、同感をしております。迅速に、かつ積極的な行動こそ求められていると思いますので、市長のお考えをお願いします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、竹内議員の御質問にお答えをいたします。

始めに、市の天然ガスの利用の歴史と現状について若干お話をさせていただきたいと思えます。

市内には昔から天然ガスの地下資源が豊富に存在し、昭和38年には帝国石油が象潟・金浦の水溶性天然ガスの採取を始めました。この場所はちょうど国道7号から仁賀保高等学校に入る交差点がありますが、その北側のほうに秋田鉱業所象潟支店を開設して、その天然ガスを秋田市まで送るということをしていたわけでありました。また同時に、院内油田でも石油とともに天然ガスを採掘し、地場産業の一役を担ったところでもございます。現在稼働している天然ガスの鉱井は8井戸、八つの井戸でございまして、利用しているのが南から申し上げますと、象潟老人福祉センターでは温水を、先ほどお話のありましたアワビ種苗生産施設では温水と天然ガスを、B&G海洋センターでは天然ガスを、ねむの丘、シーサイドホテル、はまなすは、それぞれ温水と天然ガスを利用しております。いずれの施設も自噴しているものを利用してございまして、一日当たりの生産量は合計で天然

ガスが2,500立方メートル、温水は約2,700立方メートルでありまして、これが利用をされているところでございます。

さて、新エネルギービジョンの天然ガス利用推進プロジェクトについてでございますけれども、新エネルギービジョンの報告書は、本市におけるクリーンなエネルギー導入の可能性をまとめたものでございます。そこにあります天然ガス利用推進プロジェクトについては、使用条件が整うことで可能性のあるプロジェクトと位置づけられているものであります。また、本市において天然ガスは新エネルギーではなく、革新的なエネルギーの高度利用技術の普及促進を図ることが必要なものとして天然ガスコージェネレーションが対象となっているところであります。現在、市ではB&G海洋センターで天然ガスコージェネレーションを導入して発電をしておりますけれども、今後ははまなすに導入してエネルギーの地産地消を推進してまいります。

今後の利用についてでございますが、余剰の天然ガスとしては一たん休止して、その後に自噴している旧金浦ガス水道事業所構内の井戸を加えても、一日当たり1,110立方メートルしかありません。また、地理的に井戸が点在していることもございまして、これを利用するとなればいろいろな課題が伴ってまいりまして難しい状況となっております。

天然ガスと温水を利用した農業についてでございますが、花きなどハウス栽培による施設園芸のコスト削減には、安価なエネルギーを安定的に供給できるエネルギーが求められているところでございますが、天然ガスや温水の導入については、先ほど申し上げましたように源泉地点から農業施設までの天然ガス、もしくは温水をもっていくための技術課題、あるいは電気、土木工事費などの初期投資、こうしたことも含めて現状では今、ハウス等にもっていく場合については相当のコストがかかるのではないかなと考えております。

次に、天然ガスを活用した企業誘致についてでございます。市の保有する資源の有効活用に関しては、もちろん賛成するところでございますが、天然ガスを活用した企業誘致については、コストなどさまざまな課題があると考えております。世界での天然ガスの埋蔵量約187.5兆立方メートルの中で日本の埋蔵量はわずか0.4%であり、日本の天然ガスは国内消費量の約96%強を外国から輸入に頼っております。国産天然ガスの埋蔵量では南関東ガス田の推定3,685億立方メートル、産出量では新潟県小千谷市の南長岡片貝ガス田は年間10.8億立方メートルを産出しているなど、にかほ市のガス田とは比較にならない規模でガスが産出されているのが現状でございます。すなわち、費用対効果について18億立方メートルの埋蔵量からする生産コストは非常に高いものになるであろうと考えられます。

さらに、ガスの質もでございます。現在市で噴出している埋蔵量18億立方メートルとも言われておりますけれども、全国の統一した都市ガスにする場合においては、30%ぐらいのプロパンを混ぜなければ全国的な統一にはなりません。仮に、この天然ガスを直接利用した場合には、ガスにあわせた機器の製造も必要となりまして、未精製の天然ガスには水を含むために都市ガスと違い、定期的なメンテナンスも必要になってまいりまして、都市ガスに比べて現在にかほ市でやっております都市ガス事業に比べれば、相当コストが高くなるものと考えております。

昨今の企業におけるガス活用の動向でございますが、せっかく導入したガスコージェネレーショ

ンの機器の廃止をしている企業もごさいます。これはランニングコストのほかに再利用可能エネルギーに比べ、環境面で評価されにくいことも撤去の一つの理由でございませう。ガスコージェネレーションは企業側から見ると、魅力は薄いということになるようございませう。

一方、ガス採取で懸念されるのが地盤沈下でございませう。この場合は水溶性ガスでございませうので、水と温水と一緒に出てきますので、そのくみ上げをしますと地盤沈下が懸念されるわけでありませう。昭和 40 年代には金浦地区、象潟地区一帯で地盤沈下が確認されておありませう。環境省のホームページによりますと、地盤沈下は金浦、象潟の旧鳥海付近の約 10 平方キロメートル、ですから約 1,000 ヘクタールの範囲に認められまして、国土地理院が昭和 41 年に国道沿いに実施した一等水準測量によると、赤石地点では 10 年間で約 60 センチメートル程度の地盤沈下が認められておありませう。現在ほとんど地盤沈下はございませうませんが、ガス採掘を再開して企業が仮に必要な量を強制的にくみ上げするとなれば、やはり広範囲に地盤沈下が始まることは容易に想定をされませう。したがって、企業において天然ガスを大量に使用する場合には、地盤沈下対策も必要となりますので、コスト高の要因になるものと考えておありませう。

これらを総合すると、当市の天然ガスを活用した企業誘致は、埋蔵量からくる費用対効果を含めまして大変難しいのではないかなというふうに受けとめておありませう。このように天然ガスを利用した企業誘致については、地盤沈下の懸念や埋蔵量から見る費用対効果の面で難しいとの話をさせていただきましたけれども、また、先ほど申し上げましたように、新エネルギービジョンでは、石油代替エネルギーであるものの再生可能なエネルギーではないことから、新エネルギーには指定されておありませうけれども、ガスコージェネレーションと言われる高度な利用技術をもって電気に換えることで有効利用を図ることから新エネルギーとして組み入れたものでございませう。したがって、現在その具体的な取り組みとしては、議員がお話されたように、ただ使い道がなく放散しているだけではなく、現状では B & G や、あるいは今年にははまなすにも活用していきたいと思ひませうし、さらにこれからもそうした形が可能かどうか検証していきたいと思ひませう。

それでは、それ以外に有効に活用することができないのかということになりますけれども、限られた地域で石油、石炭、天然ガス、再生可能エネルギーにより発電された電力をコンピューターによって供給側と需要側の双方から制御して適正化できる送電網を構築するとした、いわゆるスマートグリッドの方式がこれからの大きな国内での課題ではないかなと思ひませう。そして大震災を教訓にすれば、停電対策として、企業であれば自前の電気送電網を持つことはリスクの分散にもなりませうし、エネルギー生産を天然ガスや自然エネルギーを含めた複数の組み合わせで調達することは代替が可能となることから、こうしたことがこれからスマートグリッドという形の取り組みになっていくのではないかなと思ひませう。

しかしながら、現段階で新エネルギーに限って言えば、例えばコスト面、耐用年数、故障などの課題が多く、なかなか採算性が合わないということも言われておありませう。現在、国内のあちこちで実証実験、いろいろなところで実証実験が行われておありませうが、秋田県でも TDK も参加して大潟村で実証実験が行われておありませう。これは交流を直流に換えて電気を送ると、これは交流から直流にすると効率性が高いので、電気としてもロスが少ない、こうしたことで TDK もやっているわけ

であります。このように現在ではこうした形が全国的に実験段階で取り組みをされているよう
あります。ここにはTDKという高い技術を持った頭脳集団もおりますし、実際にこうした新しい
エネルギーシステムの研究や提案をやらないかという相談も市のほうにTDK側のほうからござい
ます。その内容としては、新しい産業の構築や雇用の環境の創出にもつながるようなスケールの大
きい話でありまして、まだまだ開発や実証に時間がかかるとは思いますけれども、今後も動向に注視
しながら国・県、企業、大学などと連携して取り組んでまいりたいと思っておりますが、じゃあ例えば先
ほど申し上げましたTDKとにかほ市がやった場合に、その研究費用をどこが持つかと、とてもと
てもにかほ市の財政規模では持てるような額ではないわけでありまして。ですから、これは県をどう
—— この中に入れていくか、そういうことも含めて、これからの検討課題として新エネルギー
対策にも取り組んでまいりたいと思っております。

●議長（佐藤文昭君） 5番竹内賢議員。

●5番（竹内賢君） 私も勉強してからまだ一年しか経っていませんので、かなり意気込んで今の
状況を受けて、こういう宝物がにかほ市の地下にはあるんだよということで、そして新エネルギー
ビジョンがつくられている中で、この天然ガスをどう利用するか、今の市長のお話を伺いますと、
ちょっと私の心もなえてしまうのかなと思いつながりながらお話を伺っていました。

ただ、私はやはり、確かにコスト面とか、あるいは地盤沈下とか、地盤沈下の理由というのは、
象潟とか金浦とか仁賀保で使う分だったら十分間に合うんですけども、帝国石油のほうが秋田市
に送らなければならないということで、どんどん掘ったからああいう状態になったんだろ
うと。それで、恐れをなしてやめたというのが実際の話のようです。したがってですね、それは実
際に掘った方が、何かそういう、掘ったっていうか詳しい方が存在しておいてですね、そのいきさ
つについては詳しく知っておるようです。ですから、今私が提案するのは、自噴をしているんです
ね。例えば昭和27年、昭和28年、昭和29年に掘ったものでさえも、この—— コレステロール
と言っていますけども、管のこのさびとかそういうものを落とさないでもB&Gとかに使えるだけ
の量が確保、500立方メートルとか700立方メートルとか言われています。したがって、そういう
ものをですね活用して、あの強制的な引き上げるんじゃなくて自噴をしているところ、例えば廃抗
にしたところも自噴しているというのがあるんですよ。見て回って話を聞きますと。そういうと
ころを利用した—— 日本の国内にはいろんな興味を持ったり、関心を持ったりする人がやはり
いると思うんですよ。そういう人方に、ここにはこういう天然ガスがあるんですよということを情報
発信、ずっとこのいろんなのを見ても、ここに、にかほ市に天然ガスが出ているというようなあれ
は見えないんですね。したがって、そこをやはり一つはきちんと情報発信していくと。そして自噴
しておると、ちょこっと掘れば、大体300メートルから400メートルぐらい掘ると出るというんで
すね。したがって、そういうものを活用する人はどうぞにかほ市に来てくださいと、話を伺いま
す。実際に見てもらいますと。それでスマートグリッドですか、そういうふうにして電力とかそう
いうものと組み合わせた、あるいはここにもこういうTDKもありますし、組み合わせたいろんな
会社ができるんじゃないかと、そういう積極性を私は持っていきべきだと思って今回の質問にし
たんですよ。

例えば、これはアワビの平成7年のときのあれは、こういう人方が入っているんですね。事業分担としては、温泉井戸掘削、海水との熱交換装置、海水揚水施設など2億円相当は国2分の1、残る2分の1は鹿島、大成、ヤンマーディーゼル、日幸工業、東京久栄など民間200社と各都道府県が出資してできたマリノフォーラム21が負担をしていると、こういうふうにしてあるわけですよ。ですから、私は後ろ向きじゃなくて、お金かかるから費用対効果があれば、確かに熱量はそれでも8,920カロリーありますからね、そんなに9,000、灯油ですか、灯油のあの9,000カロリー、そんなに遜色ないわけですよ。

それから、例えば地球温暖化にしても、重油に比べると、これはエネルギービジョンにもありますけども3分の1だと——いや、3分の1いわゆる効果がありますというふうにして出ているわけですよ。したがって、そういうあの何ていうか、いい面をどんどんやはり出して、まず一回見に来てくださいと、そういう積極性を持った私は姿勢を持っていただきたいなという思いで話をしていますから、その点について市長——何とですか。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） ここにガスの種類は別としてガスがあるということは、宝には間違いないわけです。ですからこれからの課題として、くみ取った段階で地盤沈下を起こさないような技術開発ができるかどうか、これも一つの課題だろうと思っております。

例えば農業にしても、井戸を掘ってある程度の量を確保する、先ほど300メートルから400メートルの深さということになります。300メートル、400メートルの井戸を掘ったときにどのぐらいのコストがかかるか、メーター30万円とすれば400メーターで1,200万円、これも——1億2,000万か、30万で——1億2,000万か、そのぐらいのコストをかけてね例えば農業施設に使えるのか、あるいは恐らくね、今、閉鎖しないものは自噴しているところもあるかもしれませんけれども、例えば砂子島、あのシーサイドホテルが掘った部分ありますけども、あれなんかもう全部つぶしているんです。ですから、やるとなればもう一回掘り直しをしなければいけない。ですから、そういうコストも考えていかなければならない。

いい面を出して一生懸命PRするということは、非常に大切ではありますけれども、いやあ実は来てみたら、やってみたら地盤沈下して何もかもあれだったなやなということ、ここにあるものをやはり出さないわけにはいかないですよ、企業もそれなりのものはやはり当然調べてくるはずですから、なかなかこの地域の水溶性ガスについては難しい、企業に対しては難しい面があるのではないかなと思います。例えば構造的ガス、要するに石油とか出てくるところにありますけれども、ある層と層の間にたまっているような構造的ガスであればくみ取っても地盤沈下とかそういう形のものはないわけですけども、こちらのガスは一緒に温泉なりそういうものが出てくるものですから、どうしても地盤沈下しやすい。これはですね、いい面だ、いい面だ、ここにはガスあると言ってもね、反面こういうことを隠すわけにはいきませんのでね、なかなかいい方向には私はならないのではないかと、後ろ向きになりますけども、そういう形に考えています。

●議長（佐藤文昭君） 5番竹内賢議員。

●5番（竹内賢君） いや、市長、かなり地盤沈下を心配をしている。私も同じだと思うんですけ

ども、ただ、今の —— 最盛期は 60 本ぐらいいもガス井戸を掘っていたという話もあるんですね。それから、量が全然違うんですよ、一日の日産が。 —— 60 本、これは取り消します。帝国石油が最高に掘ったときというのは量が全然違うんですよ。今は一日 —— あそこアワビのところとか、あるいはB&Gとかそういうところ、2,500 立方メートルですね。そうすると、そういうものは確かに水も出ることは間違いない。温水も出ます。しかしながら、じゃあそれを倍にして 5,000 にしても最高のときのこれは何十分の 1 だけですよ。したがって、例えば地盤沈下を計測する機械をきちんと見ながらやっていくっていうんだったら、それも —— まず一つは基本的には自噴、強制的な掘削 —— 掘ったとしても、掘ったとしてもですね、これあの自噴しているわけですよ、300 から 400 にね、あとは。くみ上げとかというのは、しなくともいいわけですよ。そういうことをきちんとやはりもう一回私たちが勉強して、そしてせつかくのそういう今の状況の中で、いわゆる熱源を、エネルギーを求めている世界があるわけですから、そこにここにはそういう宝がありますよと、宝を磨いていくためには、こういう状況をつくりながらというその辺をですよ私は市としては考えるべきではないかと思うんです。何回言っても市長が何もできれば思いかえすというか、もう一回勉強会なりを開いて —— 何ていうか考えていただければなど。例えば新聞にもいろんな形で出ているわけですね。朝日新聞 5 月 27 日には、天然ガス協力して脱原発依存から生かせとか、あるいは魁新聞の 5 月 30 日の日曜討論では —— これ町田睿氏ですけども、集中から分散にと、そして自然エネルギーを取り入れてスマートグリッドの導入を調整すべきだと。あるいは、これは参考になると思うんですけども、同じ魁新聞であぐり館みなせで地熱利用した切り干し大根、これがもう売れに売れていると。あわせてそれに今度はペットブームに乗って無添加、低カロリーのペット犬用の商品を開発したと。そういうふうにしてやっているところはやっています。確かに条件は違うかもしれませんが、私たちのほうでも天然ガスを利用したそういうものに積極果敢にですよ挑戦をしていく、行政には 300 人の職員もおりますから、それから商工会とか、あるいは地域にもそういう発明とか研究とかいろんな力を持った方がいると思うんです。そういう人方の力を結集するというのが私はスマートグリッドだと思うんですよ。6 月 4 日の朝日新聞にも記者有論ということで、天然ガスによる火力発電への転換、それちょっと私たちとは違いますが、いずれにしても天然ガスと言っています。天然ガスには確かに外国から依存している L P G と、それから L N G ですか、これがありますけども、今、国内の天然ガスの状況を見ますと、国内には天然ガス利用が 7.8% ですね。液化天然ガスが 89%、液化石油ガスが 2.9% というふうになっています。あるものを使うということが私はやはり地産地消だと思うんですよ。そこを確かにコスト論とかそういうのは出てきますけども、世の中にはいろんなことを考える人がおると思うんですよ。俗に言う —— 何ていうか、ばかもの若者、それから何ていいますか —— 言われますけども、そういう人方がここに天然ガスがあるということで何か利用できないかと、それに対して市もちゃんと一定の自噴できる井戸を用意しますと、何かあの —— もう確実に出るっていうのあるんですね、この場合は。私は直接聞いたんでないですけども、千秋ボーリングの社長は言ってるんだそうです。もう間違いなくありますよと、ちゃんと出ますよと。そうすると 300 メートルから 400 メートルだとすれば、30 万円っていうのは私はちょっと聞いてないんですけども、私は 10 万円か

8万円ぐらいじゃないかというふうに聞いているんですけども、そうすると300メートルか400メートルだとすれば、3,000万かそこらでできるわけですね。それが将来的に何十年も使えるような企業とか、あるいは商品の開発に結びついていくんだとすれば、私は市としてもやりがいある仕事だと思うんです。何とかひとつその辺について、積極果敢な行動をとるように、もう一回ひとつ何とですか。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） 私も専門家ではありませんので勉強はしますが、今、使っているガスが2,500立方メートルです。じゃあ企業が来た場合に、このぐらいのガスで足りるのかと。企業を呼ぶ場合にね、このぐらいの今使っている量ぐらいで企業が、その来るだけのメリットがあるのかどうか。当然やはり企業とすれば、ある程度の量は必要になってくるんだと思います。ですから、今のガスは新エネルギーに入っていない、これは当然コージェネレーションはやって電気を起こしてという形でありますから、企業ではそれなりの投資をする場合においては、それを回収するために、ある相当の量のガスをくみ取りせざるを得ないのではないかなと。小さいものだったらいいですよ、小規模なものだったら。それはいいんですけども、現実的にはそういう形になっていくのではないかなと私は思います。

いずれにしても、今2,500立方メートルぐらいしか出ておりませんが、昭和44年にはやはり68の井戸ありました。そこで一日の最大生産量は3万9,000立方メートル、こういう形でくみ取りしていたわけありますので、こういうことで地盤沈下が起こった可能性はあるわけですが、これからも全部全部後ろ向きという考え方は持っておりませんが、いろいろな方から聞きながら、あるいはこういう知識のある県などとも相談しながらですね、どういう形がいいのかは勉強をしてみたいとは思っております。

●議長（佐藤文昭君） 5番竹内賢議員。

●5番（竹内賢君） このにかほ市地域新エネルギービジョンの中で、市民とか、あるいは事業所、そういう人方にアンケートを取っているんですね。このアンケートの中で、私やはりちょっと心配だったにかほ市環境家計簿って、あの導入の際に私は、これは難しいなと思ったんですよ。ですから議案質疑の際に言ったんですが、案の定このアンケートの内容を見ますと、「つけていない」51%、「つけている」3%、「配布されたことすら知らない」46%です。こういう中ですから、やっぱり今、天然ガスとは直接関係ないと言えないんですけども、こういうエネルギービジョンをつくっているわけですから、市民に対しても十分なですね説明というか、あるいは啓発というか、今の省エネの問題にしても、これはできたものを使うだけでなく、できるだけ有効に使っていくと、長く使っていくということからいえば、この環境家計簿もやはり天然ガスも同じだと思うんですよ。ここにある、あるものをどう利用していくか。すぐコスト論とかというふうにしていかないですよ、確かに大きい企業は難しいと思います。しかしながら、じゃあ農家の人方でハウスとか、あるいは漁業家の皆さんで魚の加工に使うとか、あるいは健康とかそういうものにそのガスを、確かに今、はまなすとか、それからプールに使っていますけれども、そういう健康増進のために1,000とか2,000とか、倍になっても、私の計算では970年ぐらい埋蔵されていますから、その勉

強した資料からいうとね。そうすると、そういう健康施設に来てくれる人はおりませんか。ガスを活用してと。確かにコージェネレーションということで電気にするってということじゃなくて、ガスそのものと、それから温水そのもの、そして一般の電力を組み合わせたものがそういうふうにしてできないかというような、そういう政策というものを私は市役所の職員の頭脳をがばっとうあられしてですよ、市民からも入ってもらって、そういうものをつくってもいいんじゃないですかということ最後に言って、一言ありましたら伺って終わります。

●議長（佐藤文昭君） 企画情報課長。

●企画情報課長（齋藤均君） それでは、一言ということですので、にかほ市には竹内議員がおっしゃるとおり天然ガスのほかに、こういった自然環境ですので風力発電、水もそうです、結構良質な資源はたくさんございます。そういった中でビジョンもできましたので、今後につきましては、天然ガスを含めた市の財産といいますか、そうしたエネルギーを使ったものの取り組みについて、今後についてはビジョンでもうたっておりますけれども、協議会みたいな組織をつくりまして民間も含め、企業、大学、そういったものと連携しながら今後について検討してまいりたいと思っております。

【5番（竹内賢君）「終わります」と呼ぶ】

●議長（佐藤文昭君） これで5番竹内賢議員の一般質問を終わります。

3時10分まで休憩とします。

午後2時58分 休 憩

午後3時09分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番伊藤知議員の一般質問を許します。6番伊藤知議員。

【6番（伊藤知君）登壇】

●6番（伊藤知君） それでは4項目について一般質問をさせていただきます。

最初に、にかほ市職員の特殊勤務手当に関する条例についてでございます。当条例は、にかほ市一般職員の給与に関する条例に基づき、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めているもので、特殊勤務手当として年額で定めるものは72万円を限度、月額で定めるものは8,000円を限度、日額で定めるものは1,500円を限度とし支給するもので、支給対象業務は市税の徴収手当、庁外で行う市税の徴収及び延滞処分に従事するとき。産業医手当。産業医としての職務に従事したとき。行旅病人・行旅死亡人処理等の手当。行旅病人または行旅死亡人の救護及び処理に従事したとき。危険物取扱者手当。危険物取扱者として従事したとき。清掃業務手当。ごみ処理業務に従事したとき。一般廃棄物処理施設技術管理者手当。一般廃棄物処理施設技術管理者として従事したとき。救急業務出勤手当。救急業務により出勤したとき。夜間特殊業務手当。午後10時から翌日午前5時までにおける消防業務に従事したとき、と8項目に特殊勤務手当を支給することと制定されております。

では、災害派遣時の特殊勤務手当はどのように規定されているのでしょうか。災害派遣の旅費、時間外勤務に関しての規定は、宿泊費 2,000 円、朝夕の 2 食、食卓料を適用。日当として 2,100 円、時間外勤務手当は週休日の勤務は振り替えが原則であるが、時間外も可。派遣先への移動時間は時間外勤務対応。準備作業、後始末作業に関しても各 1 時間を時間外手当の対象とすることが基本的な考え方になっているようでございます。この金額というのは、あくまでも今回の東日本大震災における職員の派遣が対象になっているようでございます。しかしながら、当条例による特殊手当支給は対象外のようなようです。

災害派遣とは、災害地の危険をかえりみず現地での活動を余儀なくされます。今回、東日本大震災の被災地派遣は、消防職員、一般職員等多種の職員が派遣されております。確かに一般職員の派遣に関しては、秋田県知事より避難所支援と事務的作業支援であるものの、災害地への派遣には変わりはありません。本条例に災害派遣手当を追加し、一般職員、消防職員、すべての市職員が災害地に派遣時には、手当が支給される条例改定を提案いたします。市長の考えをお伺いいたします。

次に、協約締結権についてでございます。公務員は争議権や協約締結権といった労働基本権が認められていないため、代償処置として人事院勧告制度が 1984 年に創設されました。地方公務員に関しては、自治体の人事委員会が勧告を行っています。先般、国家公務員給与に関して政府と連合系の公務員労働組合連絡会が協議し、月給を役職に応じて削減し、削減分を震災復興財源に充てることを連絡会が合意したと報じられました。この月額削減については、いかななものとは思いますが、重要なのは人事院勧告に基づかず給料が決定されることです。総務大臣は、国家公務員に連動し、地方公務員への影響は遮断すると述べておりますが、今の政府の状況では信用ができないところであります。

交渉では、ほかに政府方針の人事院勧告制度の廃止や協約締結権を公務員に与えることも合意したとのことです。近年、にかほ市職員に関する給与は、人事委員会の勧告に従い削減が続いています。一方的な勧告での削減は、すべての職員が納得しての減ではないはずですが、職員数の削減が今後も計画的に行われるが、サービスの低下は許されず、個々の職員への負担が増えることでしょう。そこで協約締結権をかほ市が認めることは可能でしょうか。また、不可能であれば、今後、人事院の勧告に対して市長の考えをお伺いいたします。

次に、防災についてでございます。当にかほ市は平成 22 年度において、おおむね防災設備の整備は終了し、ハード的対策は終了したと私自身は思っています。今後重要になってくるのは、ソフト面の強化と考えます。災害時、災害復興時に必要になるのは三助と自分は考えます。自助、みずからを助ける。互助、互いに近隣が助け合う。扶助、行政が手を伸ばし助ける。以上の三助です。地域住民への危機管理の強化として、行政が今後積極的に行動することが重要になります。東日本大震災の教訓を生かし、仮設住宅の敷地の確保、避難所の仕切り母材の確保等と災害に強い、また、他地域で災害が発生時、支援体制等を整備することが必要だと思います。今後の防災体制についてお伺いをいたします。

四つ目に、風力発電についてです。先般、秋田魁新報社 5 月 22 日付の記事で、ワタミ風車建設参入の記事を拝見いたしました。経緯をお伺いいたします。

仁賀保高原の風力発電装置の今後は、どのような計画になっているのか、現在の設置数で終了なのか、今後増設する計画があるのか、お伺いいたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、伊藤議員の御質問にお答えいたします。

私のほうからは、協約締結権と防災についてを答弁いたしますが、他については副市長がお答えをいたしますので、よろしくお願いをしたいと思います。

始めに、協約締結権についてでございますが、協約締結権につきましては平成 19 年、政府の行政改革推進本部の専門調査会が非現業公務員に労働協約締結権を付与することを明記した報告書をまとめております。昨年の人事院勧告でも公務員人事管理に関する報告の中で、公務員の労働基本権のあり方として 4 パターンを示し、公務の労使交渉が現実に機能するかどうか十分検討して、広く議論を尽くして結論を得る必要があるとしております。

こうした中で先般、給与水準などの勤務条件を労使交渉で決めることのできる労働協約締結権の付与を国家公務員制度改革関連法案に盛り込むことで、震災の復旧財源を目的とした国家公務員の給与削減案を政府と連合系の公務員労働組合が合意したことは御承知のとおりでございます。そして去る 6 月 3 日には、この法案は閣議決定されまして、国会のほうに提出をされたところでございます。また、その前日の 6 月 2 日には、総務省は協約締結権を地方公務員にも付与するという基本的な方針を民主党に示し、地方も国に準ずる方法を打ち出しております。実際、片山総務大臣、この前、全国の市長会の中でお話してありましたけれども、地方公務法の改正については今年の秋までには法案を提出したいというふうなお話もございました。

にかほ市といたしましては、これまで人事院勧告制度に基づいて給与の改定などを行ってまいりましたけれども、この人事院勧告制度、人事院、あるいは県の人事委員会、これも廃止するというふうな形が言われております。ただ、私たちは、この人事院勧告、あるいは人事委員会の勧告については、市の職員の給与として適切かつ住民の理解が得られるというふうな考え方でこれまで行ってまいりましたけれども、総務大臣が地方公務員への影響は遮断すると言ってはおりますが、発言したからといってこの地方公務員の改正案が通って成案になった場合には、それに応じた形で物事を進めていかなければなりませんので、影響がないと言われますけれども、そうではなくなる可能性もあるのではないかなと思います。そのようなことで、これからどうなるのかは国・県、この動向を見ながら対応してまいりたいと考えております。

次に、防災についてでございます。東日本大震災では、大規模な停電、そして物流がストップしたことによる物資不足、また、ガソリンや灯油などの燃料不足などがございました。このような経験を踏まえて、市民の皆さんからは災害への備えを十分にさせていただくことが大切であろうかと思っております。まずは食料や飲料水は最低 3 日分、できれば 1 週間分ほどを備蓄してほしいなというふうに思っております。また、ガソリン、灯油等は、余裕があるうちに満タンにしておく、こうした心がけも必要ではないかなと思います。また、地震が発生したら津波が来るものだという事を考えて、そして津波注意報、警報が出た場合には、早めに高台に避難して、海岸に近づかないというこ

とが大切ではないかなと思っております。これまでも町内会長さんの集まり、あるいは各自治会での行政懇談会・座談会がありますけれども、その場でも申し上げておりますが、やはり行政としてはやれることには限りがある。ですから、やはり安全に避難していくためには、あるいは災害に対して減災を図っていくためには、やはりそれぞれの地域力、これをつくっていかねければ、生かしていかなければならないというふうなお話もしております。避難するに困難な高齢者とか体に障害のある人は、先ほどの質問の中にもありましたけれども、こちらのほうで名前もそういうことを把握しております。その地域において、この方は誰と誰が万が一の場合は避難させるんだというふうな個別計画までも今、踏み込んで作り上げようとしております。これにもですね、いろいろ問題はあります。というのは、例えばその自治会、地域において、この方を誰と誰と誰が避難させる場合において、その万が一の場合の責任の度合いということが今大きな課題であります。たまたま自分がなくて手助けすることができなかったという場合も、いろいろなケースがあると思いますけれども、そうしたことも今、課題であります。そのことも含めて地域の中で地域力を活用して、何とかそういう体制を強化してほしいというふうな要請を行っているところでございます。

それと同時に、できればその地域で一番想定される災害、例えば津波にしても年複数回、市の防災訓練は年1回しかやれませんので、その地域地域、地域はまとまってもいいんですけども、そうした形のものを取り組んでいただきたい、これについても行政のほうでも一生懸命支援をしたいというふうな話もさせていただいているところであります。

それから、物資の調達のための災害協定でございますが、御承知のように市では、例えばいろいろな日用品を含めてマックスバリュと災害協定を結んでおります。今回、松島町に支援物資を送る段階でも、備蓄しているものもやりましたけども、マックスバリュから調達したり、あるいは市内の商店から調達したりして支援を行ったところであります。それから、今回の震災では、停電でどうしても油が足りなかったと。ガソリンとか軽油とか、あるいは灯油が足りなかったということで、今、市内にはスタンドと災害協定を結んでいるのは1ヵ所しかありません。これもこの前の形であるスタンドの社長さんにお話して、おたくのほうでも協定を結んでください、いいですよという形になりましたけれども、少なくともスタンドについてはもう2店舗ぐらい協定を結んでいきたい。

それから御質問の避難所の間仕切り資材の確保についても、にかほ市が被災した場合は当然必要となりますし、あるいは他の地域に支援する場合にも必要となってくる場合もありますので、取扱業者やメーカーと、これについても調達しやすいように協定を結んでいきたいと思っております。

それから、仮設住宅の敷地の確保についてでございますが、当然ながらそういう不幸な事態になって、仮設住宅が必要となれば、やはり学校用地や市有地に建てることなどがやはり一番だと思っております。ですから、建設可能な場所を事前に選定しておくことも、その災害のいろいろな種類はありますけども、事前に選定しておくことも復興を早める作業の一つだと考えております。

また、内部的なことでございますが、6月3日には地震等緊急対応職員初動マニュアル検討委員会、これは職員による検討委員会を開催いたしました。それぞれの所管部署において今回の震災を教訓にしながら、万が一の場合、ここにあった場合には我々はどういうことが不足なのか、どういことをしなければならぬのか、これをもう一度再検討してまとめようということで委員

会を開催したところでございます。

また同時に、災害に遭った場合には、いち早く業務を正常な状態に戻すための業務継続計画も策定することで、今、準備を進めているところでございます。市の防災体制については、一生懸命やっているつもりであります。今申し上げたことのほかにいろいろな対策が必要になると思われませんが、各種の災害に対する対応策は、これで万全かという形にはならないわけでありまして。ですから、引き続き市民の皆さんと話をしながら、あるいは御意見を伺いながら、欠けている部分を補って災害に強いまちづくりに努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

他の質問については、副市長がお答えをいたします。

●議長（佐藤文昭君） 副市長。

【副市長（須田正彦君）登壇】

●副市長（須田正彦君） 伊藤議員の御質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず最初に、特殊勤務手当に災害派遣手当を追加できないかというような御質問でありますけれども、東日本大震災による被災地の市町村への人的支援につきましては、3月11日の地震発生以後、消防職員の緊急消防援助隊のみならず一般の職員も80名ほどで被災地の避難所の支援などに派遣しているところでありますが、派遣した職員の手当は御指摘のように旅費と時間外勤務手当で対応をさせていただいております。この対応は県並びに近隣市町村も同様な対応をいたしているところが現実であります。派遣した本市の職員におかれましては、通常業務のほかに被災地では昼夜を通して支援業務にかかわり、そして被災地の皆さんからは大変感謝されたところでもあります。今回の震災による被災地の支援は、にかほ市だけでなく国や県、全国の市町村の職員のみならず、企業や市民、また、ボランティア団体など全国規模でさまざまな人々が被災地で支援活動を行っております。現在、地方公共団体においては、行財政改革の一環として特殊勤務手当を全廃の方向で議論されているのが事実でございます。ところが今回の災害手当の支給については、新たな今まで、かつて経験したことのないような手当の中身になっております。まず、にかほ市の第14条の特殊勤務手当の中に「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務、その他の著しく特殊な勤務で給与上、特別の考慮を必要とし、かつその特殊性を給料で考慮することが適当でない」と認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する」という中身になっております。今回の東日本の地震の災害で、全国の市町村の職員が現地ですさまざまな支援活動を行っておりますけれども、太平洋沿岸で警察官や自衛隊員が行方不明者の捜索など連日テレビや新聞で報道されております。本市の職員も、こうした各活動の支援業務を要請された場合、著しく危険、不快、また、不健康、または困難な勤務と考えられることから、我々といたしましても今回の災害を契機に、秋田県や各地方公共団体の動向や支援業務の内容を吟味しながら、適切に判断をさせていただきたいというふうに思っているところであります。

次に、ワタミについてでございます。始めに、ワタミの風車建設参入の経緯についてでありますけれども、このことについては既に新聞報道されておりますが、外食産業大手のワタミが札幌市にあります株式会社市民風力発電より、当市で予定している風車建設に資金を拠出し、風車1基分の電力と環境価値、グリーン電力証書を買って、ワタミのグループ会社が運営しております介護

施設等で使用したいと伺っております。そこで市民風力発電の金浦風力発電プロジェクトの事業計画でございますけれども、2007年から事業化に向けた風況調査などを開始し、2008年の東北電力の抽選募集に応募し、権利を獲得したものであります。事業内容、目的は、風力発電所を建設し、発生した電力は特定規模電気事業者などを通じて関東地区の需要家、事業所等に供給するもので、当地域の地域資源である風力エネルギーが生み出した電気を首都圏で利用するという取り組みになっております。こうした目的に沿って引受先を探していたところ、ワタミが名乗りを上げたという経緯であります。市民風力発電では、これに先がけて平成20年4月に飛地区で、平成22年3月に黒川地区と芹田地区で説明会を開催し、ワタミ参入の話は別として事業内容、事業の目的について住民の理解に努めてきたところでございます。

事業概要の概略を申し上げますと、事業主体は市民風力発電が事業目的会社として設立した一般社団法人金浦市民風力発電が実施母体となります。2,000キロワットの風車2基を建設するものでございます。事業スケジュールといたしましては、本年9月ころに着工し、来年2月に風車の据えつけ、年度内の稼働を目指すとなっております。また、ワタミについてでございますけれども、風車建設参入の件で同社の創業者で、現在は取締役最高顧問である渡辺美樹氏御本人から面会の申し入れがありまして、去る5月12日に市長とともに象潟庁舎で面談をいたしたところでございます。2020年までにグループ全体でCO₂排出量を50%削減する目標を掲げ、省エネを中心に積極的な投資を進めておりましたけれども、目標達成には自然エネルギーの導入が不可避であると、こうした参画の機会を求めていたということでございました。

次に、仁賀保高原の風力発電の増設計画であります。仁賀保高原風力発電株式会社の親会社である電源開発では、現在の発電所の北側に10基ないし15基程度の増設計画を持っており、昨年度も東北電力の募集に応募したものの抽選から外れ、実現に至っていないという状況でございます。この募集で抽選された会社数は約50社程度と聞いております。その中の下位のほうでランクをされていたというふうに電源開発から伺っております。それでも電源開発では、仁賀保高原は環境、風況、良好な環境であることから、同地域での風力開発を強く望んでおり、今後も引き続き事業の実施に向け応募をしていきたいと伺っております。

昨日のテレビで皆さんも既に御承知のとおり、これから今まで東北電力で契約みたいな形で抽選という形になっておりましたけれども、買い取り制度という制度がこれから立ち上げるというふうに昨日のテレビでうたっております。そうしたことから、電源開発がもし仁賀保高原で風力開発を進めていくのであれば、早期にできるのではないかなという期待も今のところしている状況でございます。

なお、地域エネルギー、省エネルギーのビジョンの住民意向調査でも、市民にとっては身近な自然エネルギーとして期待されているところでもありますので、事業の推進に市ができることであれば積極的に支援してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 6番伊藤知議員。

●6番（伊藤知君） 順番にいきたいと思います。

特殊勤務手当に関する条例については、いずれ全国的に廃止になるという考え方はあるようです。

けども、やはりこれは重要な手当だと私は逆に思います。なぜ今回、このようなことをお話させていただくかという、震災があったのは3月11日であります。その職員が派遣された後に、じゃあその手当をどのようにするのかと決定されたのが4月上旬と私は聞いております。意外とにかほ市のほうは手当的にはいいわけですけども、比較してみますと、県のほうが宿泊料が2,600円、由利本荘市も2,600円、にかほ市が2,000円、日当が県のほうが現地経費が1,300円と昼食代の1,300円、由利本荘市が2,200円、にかほ市が2,100円となるわけですけども、ただ、県と由利本荘市に関しては、時間外勤務に関しては対応していないと、にかほ市に関しては時間外勤務はしっかりお払いしますよということになっているわけですけども、いずれにせよ震災があつて派遣した後にこの金額が決定しているということは、ちょっとどうなのかなというところで、当然そうするのであればにかほ市の条例として特殊勤務手当に付加するべきということでこのような質問をさせていただきました。そこら辺の考え方、もう一度ひとつお願いいたします。

それからもう一つが、上位法である条例のほうで、年額で定めるものは72万円限度、月額で定めるものについては8,000円を限度としております。しかしその後の規則のほうで、これが条例とちょっとかみ合わない部分があります。産業医手当、これが月額6万円になっております。上位法であるほうは月額で換算した場合は8,000円を限度ということになっていますので、上位法と規則のほうの整合性がないというところもあるわけですけども、そこら辺の答弁をお願いいたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、副市長。

●副市長（須田正彦君） 今回の災害については、4月上旬に確かにそういう職員の手当等をいろいろな形で検討させていただいて出金したところでございますけれども、その例えば松島町に行った場合にはホテルを提供してくださると。そして石巻市に行った場合は体育館でお仕事をしなければいけないと、業務をしなければいけないと。そして、例えば昼食を例えば3食とも出してくれるところ、2食しか出さないところ、最初の段階では3日目は自分でその食事を摂ってくださいと松島町からも言われております。こうしたばらつきがあつたために、いろいろな角度から検討させていただいて、こういうような実態をさせていただいたと思っております。由利本荘市、秋田県よりはにかほ市の職員については、時間外手当等でその分、難儀した分については支給したものであるというふうに考えておりますので、御了承をいただきたいというふうに思います。

また、先ほどの産業医手当、確かに条例では72万円、そして規則では月額6万円、これ産業医手当については医師会との関係がありまして、規則のほうで6万円と規定されておりましたけれども、このものについては速やかに条例と同様な金額に改定させていただきたいというふうに思っておりますので、御了承をいただきたいと思っております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 6番伊藤知議員。

●6番（伊藤知君） 逆にこの特殊勤務手当の今回の被災地に派遣した金額を載せると、条例改定をして追加するという考えはないのか、またこれが第4条に「必要な事項は市長が別に定める」というところで判断していくのか、そうした場合にその判断するにしても、今回の派遣費用を基本的なベースとして今後運用していくのか、再度お伺いいたします。

●議長（佐藤文昭君） 副市長。

●副市長（須田正彦君） あくまで今回は臨時的な措置として市長から判断をしていただいたものでございます。県内の動向を勘案しながら、例えばその業務内容、例えば行方不明者あのものについては大変不快なものであるんでないかなと私どもは認識するものでございます。その業務内容によって、派遣された業務内容によって特殊勤務手当については適切な判断をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

●議長（佐藤文昭君） 6番伊藤知議員。

●6番（伊藤知君） 最初に派遣されたのが消防署員なわけですけども、ほとんどの仕事が行方不明者の捜索というような形も聞いております。そこら辺も考えて、やはり今後そういうような特殊手当の支給というのをしっかりと確立をしていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、協約締結権についてでございます。ちょっと変な言い方になるかもしれませんが、市長も前は役所の職員ということで、人事院勧告に関しては正直なところ、すぐに素直に受け入れられたのかどうかというのはちょっとあれなんですけども、やはり今後、我々というか普通のサラリーマンというか会社員のように、やはり労使協議をして給与を決定すると。あるいはその地域に合った給与というのも一つの考え方だと思いますので、そこら辺に関して市長の正直なところ、あるいはその今後、毎年9月ころになると人事院の勧告が来て補正予算、あるいはそういう形、給与の減となるわけですけども、もし9月以降にその変わるんじゃないかという話ですけども、もしその前に人事院勧告が来て職員の給与を下げなさい、あるいは一時金を下げなさいと来た場合の市長の対応をお聞きしたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） 人事院勧告については、皆さん御承知のとおり、それぞれ民間企業を調査して、何百社という形のもを調査して、それで公務員との給与格差の分を上げたり下げたりしてきたわけです。ですから私たちは、やはりそれが適正な給与体系であろうということで私はこれまでも職員組合のほうに話をさせていただきました。大変やはりね、下げるときは苦しいですよ。我々の時代はいつも上がってましたからね、上がってましたからよかったですけども、下げるときはやはり苦しいですよ、職員にお話するときも。それでもやはりそういう形で人事院勧告、人事委員会からの勧告があった以上は、それを尊重していくという形のスタンスでこれまでしてまいりました。

労使交渉、これもね、これから地方公務員法が改正されて協約締結権がどうなるのかは今の段階では分かりませんが、難しいですよ、やはり。私などは特に難しいです。というのは、やはりその地域に合った、実情に合った給与体系といっても、我々がどういう形でその人を配置してね、その民間の給料を調べてこれが適正だという形のものをつくるには、はっきり言って非常に難しいです。ですから、こういう形の中で上げることには職員は何も言わないと思いますが、じゃあその反面では市民の皆さんから見れば、ちょっと今こういう形でおかしいのではないかという話も出てきます。ですから、やはり我々は市民あつての職員でありますから、市民のお話もよく聞かなければなりません。ですから、私とすれば、私個人とすれば、やはり人事院勧告があつて、そのほうがや

はり職員の皆さんと話しやすいです、はっきり言って。ただ、これが協約締結権ができるとお互いに交渉をするわけですが、闘争権はありません。ストライキするような権利は恐らくは今の国家公務員の改正案にもありませんので、地方公務員についても同様だと思いますが、できれば当局も労使関係、いい状況の中で市民福祉の向上に一生懸命頑張っていきたいということは常に考えておりますので、そういうことからすると、果たしてこの協約締結権、要するに闘争権もない形での協約締結権というのはいいのかな、どうかなというのは、今、疑問といえればいいか、私は今、はっきり判断できるような状態でないと思っております。

●議長（佐藤文昭君） 6番伊藤知議員。

●6番（伊藤知君） 一般質問の中でも言いましたけども、職員はどんどんこれから計画的に減っていくわけですので、かといってサービスは低下することはできないということを考えれば、やはり私は労使交渉があって、こういう状況なんだという話し合い、その金額の決定までいかなくとも、そういう行政の人間と話し合う場というのを多く設ける必要性は今後出てくるのかなということだけは言っておきたいと思えます。

それから、防災についてでございます。先ほど市長からは、仮設住宅、あるいはその防災に関しては、やはり準備する必要があるだろうというお話がありました。非常にありがたい答弁だと思っております。

ただ、一つ、今一番大切なのは、各自治会がどのくらいの危機管理を持ってその自治会を運営しているかということだと思います。先ほど我が会派の宮崎議員から市長、あるいは副市長にも資料が——関係ないですけども資料が渡ったと思えますけれども、自分たちの地域を自分たちで守るという意識の高い自治会があるというのは、非常にこの地域の発展のためには非常にいいことだと思うんですけども、果たしてこの自治会のほかにそういう意識を持っている自治会がどのくらいあるのかということが、これから一番肝要になってくることだと思います。

そこで、行政のほうで、やはりこういうのもあるんだよということで、もう自分らのところは自分らで守らなくちゃいけないんだという意識を各自治会長、あるいは自治体の方々に理解してもらうことが、これからのソフト的な仕事で一番重要な仕事だと思うんですけども、これからそこら辺を市長が先頭になって各自治会の会長さんに、こういう例もあるんだよという形で進めていくお考えはございますか。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） 今回の震災を受けて、大変申し訳ないんですけども、市内の各自治会においては危機管理、相当高まっていると思っております。私も今年になってから10何ヵ所で行政懇談会、座談会、各集落に行ってやっていますけども、相当やはり何ていうかな危機感が高まっております。特に震災後は。それで震災後には、例えば我々のところは平坦なので逃げる場所がない。ですから高台まで逃げるための、避難するための道路を整備してほしい。例えばこれは、車、どうしても車で行かざるを得ない場合がありますので、今、片側1車線しかないので、少なくとも2車線往復でできるような道路確保をしてほしい。じゃあ1台こけても何とかいけると、そういう要望もありますし、いろんな形で危機管理は高まっていると思っております。ですから、この機会という

言葉は適当ではないかもしれませんが、ここは鉄は熱いうちに打てと言われておりますように、何とかこの自治会の地域力を使って、避難体制、これを強化していきたいと思っております。そのためにも行政も一生懸命頑張っておりますし、またそれにあわせて避難経路の整備、先ほど議員の御質問にも答えておりますが、例えば照明なども含めて一生懸命取り組んでいきたいと思っておりますので、議員各位にもいろんな面で御理解と御協力をお願いしたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 6番伊藤知議員。

●6番（伊藤知君） 各自治会のほうで、例えば我々のところにはこういう施設があるから、例えばですよ、何かあって停電、ライフラインがとまったと。だけど、ガスストーブがあってガスは使えるよと。じゃあここに皆さん集まってくださいよとか、あるいは避難するのはいつもここなんだけど、本来避難する場所はこっちだよということのマニュアルまではいかなくとも、各自治体で自分らの地域に合ったその避難の仕方、あるいは災害があったときの対処の仕方というのをやはり市のほうでも一緒に取り組んでもらって、その自治会に合ったマニュアルといたしますか、防災計画というか、そういうのも私はこれからつくる必要があると思うので、そこら辺も含めて各自治会の会長さんたちには、今後行政のほうから御指導と言え失礼ですけども、そういう形をとっていただくように働きかけをしていただきたいと思います。

それから最後に、風力発電についてでございます。今回の震災を受けて、インフラ強化ということで県が28項目を国に要望しております。その中には自然エネルギーということで、やはり風力発電の大規模導入というのも一つの項目に挙がっております。風力に関しては、限りなく枯れることのないエネルギー資源だと私は思います。ですので、先ほど副市長から話がありましたけども、もしかするとできるんじゃないかという話でありますけども、この県の提案をやはりにかほ市にもこの提案をこっちに持ってくると、県が提案したものをにかほ市でやるんだと、そういう意欲を出していただきたいわけですが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤文昭君） 副市長。

●副市長（須田正彦君） 県のそうした自然エネルギーの提案書についても我々重々勉強させていただいているところであります。

なお、いろんなこれ実施主体、例えばいろんな民間企業、そして例えば個人で例えば投資というんですか、個人がお金を持ち寄って共同で実施する場合、いろんな過程がございますので、そういうものについて、まず市のほうでも勉強しながら、できるものについては速やかに実施の方向に向けて支援をしてまいりたいというふうに考えております。

また、今、仁賀保高原でヨシを使った実験をやろうとしている業者もおります。それで、それはエネルギーに転換するという形で、いろんな大学の先生方をお招きして、今、平沢牧野の用地約2反歩ほどでございますけれども、それをガソリンに換えたいというような話も伺って、それ平沢牧場のほうでは1年間から2年間ぐらい用地を実験的に貸していただきたいということで、そういうものについても今、話が進んでいる状況でございますので、できるだけ市でもいろんなこういう自然エネルギー等についてはいろいろな形で支援をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

●議長（佐藤文昭君） 6番伊藤知議員。

●6番（伊藤知君） にかほ市の地域新エネルギービジョンのアンケートの中で、一番活用が必要だと言っているのは、やはり当市は風力発電でした。アンケートの中でも35%。やはりこれをこれからもどんどんどんどん推進していくという形で、この地域、あるいはその災害あったときには供給できるような活動をしていくというのがよろしいかなと。まして仁賀保高原のほうは、まだまだつくれるスペースがあるようですので、そこら辺ももっともっと市のほうからも推進していただきたいということをお願いをして終わります。

●議長（佐藤文昭君） これで6番伊藤知議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

大変御苦労さまでございます。

午後3時57分 散 会
